

会派自民党要望項目一覧

平成31年度当初分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>一 鳥取県財政について</p> <p>1 地方交付税の総額確保について</p> <p>昨年5月、国の財政制度等審議会において「新たな財政健全化計画等に関する建議」が取りまとめられ、これを受けて同年6月15日「経済財政運営と改革の基本方針2018」が閣議決定された。建議の中では、国と地方の財政状況について、国は、「平成30年度において17.2兆円のPB赤字が見込まれるのに対して、地方では平成17年度以降PBの黒字が継続している。長期債務残高についても国が340兆円増加しているのに対して、地方は微減となっており、地方の基金残高も1.6倍の21.6兆円に達している。国と地方を通じた財政健全化目標の実現に向けては、地方歳出について不断の見直しを行い、地方財政計画における歳出歳入ギャップを縮小していくことが重要である」とされている。国の基本方針2018の地方行財政改革では、地方歳出についても国の取り組みと基調を合わせて歳出改革・拡大に取り組む中で臨時財政対策債等の発行額の圧縮と臨時財政対策債等の債務の償還に取り組み、国、地方を合わせたPB黒字化につなげるとしている。このような状況の中、地方交付税に関し、まち・ひと・しごと創生事業費について、地方創生の取り組みの成果の実現具合に応じた算定へのシフトを進めるとして、目的的な財源化をされようとしている。</p> <p>県税等税収が少なく、一般財源の脆弱な本県としては、地方交付税の配分についても財政状況に応じて配慮されるとともに、前年を下回らない総額の確保を国に対して強く要請されたい。</p>	<p>今回の地方財政対策では、一般財源総額が0.6兆円増額されたが、実質的な地方交付税は0.5兆円の減となっており、本県のように自主財源に乏しい自治体にとっては、平成30年度よりも厳しい財政運営となることが予想される。</p> <p>これまでも国に対しては本県のような財政基盤が脆弱な団体に十分な配慮を行うよう、度重ねて要望を行ってきているが、引き続き地方一般財源総額と地方交付税総額確保について全国知事会や他県とも連携しながら働きかけを行うとともに、地方交付税の配分についても、財源調整機能を充実・強化し、本県のように税源の乏しい団体においても必要な財源を措置するよう強く求めていく。</p>
<p>2 地方法人課税の偏在是正と新たな地方税体系の構築について</p> <p>東京都の地方税収等の全国シェアが最高水準となるなど、偏在の状況が明らかとなってきている。これは、大都市部と地方を包括する経済活動の中に、構造的に偏在化するような仕組みがあることに由来する。そこで、これら地方税収の偏在を是正するとともに、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を早急に構築するよう国に対して要請されたい。</p>	<p>近年の社会経済や企業構造の変化や景気回復で都市部に税収が集中する状況にある。そのような中、平成31年度与党税制改正大綱において、平成31年10月から地方法人課税の偏在是正措置として「特別法人事業税・譲与税（仮称）」が創設され、法人事業税の一部を国税化し、人口を基準として地方に譲与することとなる。今回の措置は偏在性が小さい地方税体系の構築に資する実効性のある仕組みであり、本県も評価しているところ。今後、この制度が地方税全体にもたらす効果を検証し、必要に応じて国へ要望したい。</p>
<p>3 消費税の増税対策について</p> <p>今年10月に予定されている消費税率10%への引き上げにより、税負担がいたずらに増えて県民生活が苦しくなったり、鳥取県の税収が減るような事態を防ぐため、消費増税による好循環の影響が鳥取県財政、ひいては鳥取県民にもたらされるよう、あらゆる対策を講じること。</p>	<p>県内経済や県民生活に支障を来さぬよう、今後、国の検討状況を注視しつつ、県庁内の対策組織を設置することとし、庁内一丸となって県内関係機関等と連携しながら、景気対策、消費者対策、県内事業者の相談対応や県民への広報など必要な対策を講じていきたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>4 森林環境保全税の堅持と森林環境譲与税による一層の森林環境の保全について</p> <p>国の「森林環境税」及び「森林環境譲与税」については、その内容が平成31年度税制改正大綱で明らかとなり、「森林環境譲与税」については平成31年度から開始されることになった。平成29年の本県環境保全税関連条例改正に当たり、その附則で「国による森林環境税(仮称)の詳細が判明したところで必要な検討を行う」とされているが、本県森林の公益的機能を持続的に発揮させるために、現行の「森林環境保全税」を堅持し、一層の森林環境の保全を推進されたい。なお、「森林環境税」の徴収は、平成36年度からとなっているので、その時点で現行制度の検討を行われたい。</p>	<p>平成30年度から第4期目に入った森林環境保全税の適用期間(平成30～34年度)においては、森林環境税(国税)の課税が重複しないため税率等の見直しは行わないが、森林環境譲与税を財源として市町村が実施する使途事業との調整は必要となる。このため市町村の具体的な使途の状況を見据えながら、双方を有効に活用しトータルで森林環境の保全が進むよう平成31年度中に使途の見直しを検討する。</p> <p>なお、平成36年度以降については、森林環境税(国税)と課税期間が重なるため、現行の適用期間の切り替え時点(平成34年度)において、制度の見直しを行う。</p>
<p>二 県政の諸課題について</p> <p>1 鳥取県の元気づくりについて</p> <p>(1) 地方創生総合戦略について</p> <p>鳥取県版地方創生総合戦略として「鳥取県元気づくり総合戦略」を平成27年10月に策定し、平成28年6月に改訂されたところである。今日までの成果を検証するとともに、国等の動向や社会・経済の現状を踏まえ、取り組みを着実に推進し、社会基盤(高速道路、高速鉄道、港湾、空港など)の整備や改修について国に要望されたい。</p>	<p>引き続き、県内の産官学金労言と連携・協働しながら、総合戦略の効果検証や施策の見直しによる取組の充実を図り、本県地方創生の更なる推進に向けて取り組んでいく。</p> <p>県内高速道路ネットワークのミッシングリンクの解消については、これまでも重ねて国に対して要望を行ってきた。12月14日にも鳥取西道路や北条道路の整備促進について要望を行ってきたところであり、今後も引き続き予算の重点配分や調査の促進を働きかけていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直轄道路事業費負担金 1,602,940千円 <p>港湾では、昨年12月14日に石井国土交通大臣に直接要望を行ったところであり、今後も引き続き国に働きかけていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・境港管理組合負担金(直轄事業負担金) 94,150千円 ・直轄港湾事業費負担金 98,021千円
<p>(2) 総合的な人口減少対策について</p> <p>国立社会保障・人口問題研究所の「日本の都道府県別将来推計人口」(平成30年3月推計)によると、今後も本県の人口は減少を続け、2040年には約47万2千人になると推計されており、高度人口減少社会を迎えることとなる。</p> <p>については、人口減少の抑制対策や移住定住対策を進めるだけでなく、数十年後の鳥取県の将来像(総人口や年齢別人口)を分析し、必要な検討を早期に行い、具体的な対応策を打ち出していくこと。</p>	<p>平成30年7月に「自治体戦略2040構想研究会(総務省)」がまとめた最終報告書などを参考にしながら、市町村や関係団体等と連携し、時代を先取りした具体的対応策を検討し、順次対策を講じていきたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(3) 移住・定住への取り組みについて</p> <p>移住・定住に関する市町村の専任相談員の設置や移住相談窓口の運営に要する経費の支援など、その促進に努められており、効果も出ているところである。引き続き、積極的な情報発信やきめ細かな移住相談を実施するとともに、現在進行中の「生涯活躍のまち」づくりについても支援されたい。</p>	<p>県では、移住定住推進交付金により、移住定住の専任相談員の設置等のほか、移住者受け入れのためのお試し住宅の整備や空き家の改修支援等の市町村の移住定住の取組を支援している。また、ふるさと鳥取県定住機構に鳥取県移住定住サポートセンター業務を委託し、一元的に移住者の相談対応や相談会等の開催などを行うことにより、きめ細やかな相談対応や情報発信に努めている。「生涯活躍のまち」についても、現在取組の進んでいる南部町や湯梨浜町の取組のサポートを行っている。</p> <p>引き続き、市町村や関係機関と連携して、移住定住の取組を推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住定住受入体制整備事業 63,667千円 ・移住定住促進情報発信事業 5,150千円 ・移住定住推進基盤運営事業 122,663千円
<p>(4) 中心市街地の活性化について</p> <p>県内各市において少子高齢化や中心市街地から郊外等への人口流出により中心市街地が空洞化する現象が長年継続しており、地域の中心拠点や生活拠点を再生し、市街地人口の増加を図る必要がある。については、各市の行う中心市街地活性化事業に対して計画支援や実質的支援を推進されたい。また、市町村と連携し、空き家活用やリノベーションの推進をはじめとした、まちなかの賑わいを創出する取組を一層進めること。</p>	<p>中心市街地活性化に対する計画策定や事業実施については、国補助である都市再生整備計画事業、暮らし・にぎわい再生事業、集約都市形成支援事業、地方創生加速化交付金等の活用を通じ、各市の中心市街地活性化基本計画等による取組に支援を行っているところである。今後も各市の中心市街地活性化協議会の議論を踏まえながら、それぞれの取組を支援していく。</p> <p>空き家の利活用をはじめとしたまちなかの賑い創出に対しては、建物・土地の専門家団体で構成する「とっとり空き家利活用推進協議会」の活動を支援し、市町村が抱える空き家の課題に応じた空き家利活用のシンポジウムや無料相談会などを実施している。今後は市町村と大学等の空き家の課題に取り組む研究者との連携や空き家のワンストップ相談窓口の開設など同協議会の機能強化を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家利活用推進総合支援事業 2,900千円
<p>(5) 過疎化が進む農山村への支援について</p> <p>農山村において若年層の流出など急速に過疎化が進み、集落機能の維持が困難な限界集落が生じており、農業生産基盤の維持管理が困難となっている。農業生産基盤の維持管理については、必要な支援を行うとともに移住等を通じて集落の再生を図る検討をされたい。</p>	<p>中山間地域等直接支払交付金において、特に小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う場合に、新たに取り込んだ農用地面積に加算することで、集落機能の維持が困難な地域を支援していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払交付金事業 841,350千円 <p>また、「農山村ボランティア」や社会貢献活動に意欲的な企業及び市街地住民と連携した「共生の里」など地域外の多様なサポーターとの協働による取組を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなで取り組む農山村保全活動支援事業 14,081千円 <p>併せて、条件の厳しい小規模高齢化集落において、将来の集落を担う新たな人材の確保や集落再生に向けた取組を引き続き支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者定住等による集落活性化総合対策事業 5,532千円

要望項目	左に対する対応方針等								
<p>(6) 日本財団との共同事業について 現在、本県と日本財団との共同により、全国のモデルになり得る数多くの事業が進められている。本県はもちろん全国に恩恵がもたらされるよう、引き続き、関係市町村や関係団体と連携を密にしつつ取り組んでいくこと。</p>	<p>これまで日本財団や関係市町村や団体と共に、障がい者就労施設の工賃向上やインクルーシブな障がい者スポーツ拠点の整備など、全国モデルと期待される取組をすすめてきたところである。 引き続き市町村や関係団体と連携して日本財団との共同事業を進め、全国の注目を集めモデルとなるよう取り組んでいく。</p>								
<p>(7) 県立美術館について 現在、県立美術館の開館に向けた準備が着々と進められているところであるが、懸案となっている市道美術館通りの問題について、早急に解決すること。なお、鳥取市と協議を行うにあたっては、パートナー県政の理念に基づき、誠意を持って、県立美術館の建設を巡る一連の経緯を丁寧に説明するとともに、市民の理解と納得が得られるよう最善を尽くすこと。</p>	<p>県立美術館の前計画の廃止に伴う市道整備等に係る課題について、鳥取市との協議の場の早急な立上げに向けて調整を行いたい。 また、これまで、説明会の開催をはじめ、文化団体の方々や桂見地区の皆様個別に説明させていただくとともに、鳥取市議会へも説明するなど丁寧な対応を心掛けながら説明責任を果たす努力をしてきたところであり、今後も引き続き、これまでの関係改善に丁寧に取り組みながら、鳥取市との課題について協議を進めたい。</p>								
<p>(8) 県庁内の働き方改革について 働き方改革関連法が、今年4月から施行されることとなるが、県庁においても、その理念に基づき、独自の取組を進めて改革の実を挙げ、その恩恵が職員はもちろん、県民にもたらされるよう努力されたい。</p>	<p>「県庁働き方改革」では、社会の変化に対応した柔軟かつ効率的な働き方の推進や様々な業務改善の取組を通じて、更なる生産性の向上を図り、質の高い行政サービスの提供や地域社会の活性化に繋げていくことを目指している。 今年4月から民間労働法制においては罰則付きの時間外労働の上限規制等が導入されるが、県の機関においても同様の上限を目標として設定するなどして、職員が自身のワークライフバランスを充実させながら、その意欲能力を最大限に発揮できる環境づくりを推進していく。 ・県庁働き方改革推進事業 2,019千円</p>								
<p>(9) 即位日等休日法の施行に伴う大型連休と改元への対応について 天皇陛下の譲位と皇太子殿下の新天皇即位に伴い、4月27日から5月6日までの10日間の長期連休となることから、必要な行政サービスが滞ることのないよう意を払うこと。また、元号が改められることにより、県庁内の業務や県民生活に混乱が生じることの無いよう、その対応に万全を期すこと。</p>	<p>改元に伴う長期連休期間中の県庁業務については、県民からの相談に応じ、必要な対応を行うための窓口となる「連休特別相談ダイヤル」を設置するほか、一部の行政機関について開庁日を設けることを検討している。併せて、県立病院についても、外来診療を行う開院日の設置を検討している。 また、5月1日の改元に向けては、県情報システムの改修等を行うとともに、改正漏れ防止や業務の効率化の観点から県例規の一括改正を行うこととしている。 これらの対策を、県関係機関を集めた「御代代わり改元対策会議」で検討・周知し、県民生活や県庁業務に支障や混乱が生じないよう、万全の対応を行う。</p>								
<p>2 危機管理政策について (1) 原子力防災体制の強化について 島根原子力発電所に係る原子力災害から県民を保護するため、防災体制を一層強化されたい。特に、平成31年度は中期計画の初年度であり、放射線防護対策、資機材整備、住民に対する原子力災害についての啓発を強力に進められたい。</p>	<p>引き続き、資機材等のハード面の整備を進めるとともに、訓練等による避難計画の運用力の向上や避難先地域への普及啓発等ソフト面の対策を充実させ、避難計画の実効性を向上させるための取組を行う。 原子力防災対策事業（以下、細事業）</p> <table border="0"> <tr> <td>・大型車両除染システム整備費</td> <td>18,150千円</td> </tr> <tr> <td>・ゲートモニター整備費（車両汚染の測定）</td> <td>19,360千円</td> </tr> <tr> <td>・原子力防災訓練経費</td> <td>32,601千円</td> </tr> <tr> <td>・原子力防災ハンドブックの県内全戸配布</td> <td>9,352千円</td> </tr> </table>	・大型車両除染システム整備費	18,150千円	・ゲートモニター整備費（車両汚染の測定）	19,360千円	・原子力防災訓練経費	32,601千円	・原子力防災ハンドブックの県内全戸配布	9,352千円
・大型車両除染システム整備費	18,150千円								
・ゲートモニター整備費（車両汚染の測定）	19,360千円								
・原子力防災訓練経費	32,601千円								
・原子力防災ハンドブックの県内全戸配布	9,352千円								

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>(2) 広域住民避難計画の実効性の向上について</p> <p>避難行動要支援者の避難のため、移動手段の確保、関係機関への要請手順の明確化を図り、広域住民避難計画等の実効性の向上を図ること。</p>	<p>平成29年7月に鳥取・島根両県と中国地方各県タクシー協会と福祉タクシー確保のための協定を締結するとともに、現在、実施要領の作成について協議を行っている。また、バスやタクシー等の乗務員の原子力災害や放射線等に関する理解を深めるための研修会を開催している。</p> <p>・原子力防災対策事業（バス等乗務員研修費） 3,663千円</p>
<p>(3) 「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」及び「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定」について</p> <p>「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」の改定に対する申し入れは、従前から行われているところであるが、昨年12月25日に締結された「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定」についても、立地自治体と異なる内容であった。ひとたび事故等が発生すれば、本県住民にとっても立地自治体と同様の影響が生ずる恐れがあるので、立地自治体と同じ内容となるよう改定について粘り強く交渉されたい。</p>	<p>島根原発に係る安全協定の改定については、これまで度重ねて申し入れてきたところである。昨年8月6日に島根原発3号機の新規制基準適合性審査申請に係る事前報告に対して回答した際には、2号機及び3号機の前報告の可否に関して最終的な意見を留保していることを申し添えることによって、中国電力の対応如何によっては、最終的な判断に影響を及ぼし得るとい趣旨を伝えているところである。</p> <p>協定改定について、中国電力が自身の課題として解決されるよう、引き続き粘り強く米子市、境港市とともに求めていくとともに、国に対して重ねて、立地自治体と同等の安全協定へ改定するよう中国電力へ指導することを要望していく。</p> <p>人形峠環境技術センターに係る環境保全協定については、三朝町と相談して今後の対応方針を考えていく。</p>
<p>(4) 市町村の実施する防災や減災対策に対する支援の強化について</p> <p>近年頻発する大規模自然災害に的確に対応するため、市町村が実施する当該住民の自主防災活動への支援や危機管理に関する事業について、近年の地震、豪雨、豪雪等の災害を踏まえ支援を強化されたい。</p>	<p>市町村の実施する防災や減災対策に対して、鳥取県防災・危機管理対策交付金により支援を行っており、制度を創設した平成21年度当初は30,000千円だったものを年々拡充を図り、現在は68,500千円の予算で支援している。平成29年度からは、中部地震の教訓等を踏まえた特に優れた取組を重点的に支援する特別枠を設け、ハザードマップの作成、防災訓練の実施、地域防災リーダーの養成、戸別受信機の整備、防災用品の整備等、地域の実情を踏まえた防災や減災対策の取組を支援している。</p> <p>・鳥取県防災・危機管理対策交付金事業 68,500千円</p>
<p>(5) 防災士の活動について</p> <p>自然災害が頻発する中、本県では、地域防災リーダーを中心とした共助の取組の重要性を認識し、防災士養成研修を開催されるなど防災士の量的拡充を進められている。しかしながら、都道府県別の人口当たり防災士数は依然全国平均を下回っており、防災士の育成に継続して取り組まれない。同時に、平常時及び災害時において、防災士がそのリーダーシップを存分に発揮できるような環境整備も行うこと。また、防災士の意見も広く聴取しながら、防災士間の連携や地域コミュニティの中での防災士の役割の明確化などを促し、防災組織の質的レベルアップに努めること。</p>	<p>平成28年度から県内で防災士養成研修を開催しており、県内の防災士認証登録者数は、平成28年3月末355名（全国人口比33位）であったのに対し、平成30年12月現在で725人（全国人口比22位）と増加している。平成31年度は、さらなる防災士認証登録者数の増加を図るため、これまで県内1か所で開催していた防災士養成研修を県内2か所で開催するよう検討している。</p> <p>また、平常時及び災害時において、防災士がリーダーシップを発揮できる環境整備、防災士間の連携を図ること及び地域コミュニティの中での防災士の役割を認識してもらうこと、また、防災リーダーとしてのレベルアップを図ることを目的として、防災士をはじめとする地域防災リーダーを対象とした「地域防災リーダースキルアップ研修」を引き続き県主催で開催する。</p> <p>・地域リーダー養成事業 3,754千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>3 地域振興政策について</p> <p>(1) 高齢者の移動手段確保について</p> <p>高齢者の運転免許更新の厳格化や、運転免許自主返納の流れが進む中、路線バスの廃止等により自家用車を運転できない高齢者の生活が危機に瀕している。食料品を含む日常生活必需品の買い物や、医療機関への通院など、生活を維持するための移動手段については、行政が責任をもって確保する必要がある。持続可能な交通手段の確保を進めるとともに、特に免許証を返納した高齢者に対しては交通費の支援等を行うこと。</p>	<p>公共交通を維持・確保し、高齢者等の生活を守っていくことは重要であると認識しており、路線バス、市町村有償運送等の生活交通確保に関する様々な市町村等の取組に対する運行支援を引き続き行うとともに、市町村自らが地域の実情に応じた生活交通体系の再構築を行い、免許返納者も含めた高齢者等の移動の利便性を向上させる取組に対する支援について、検討していく。</p> <p>・地域バス交通等体系整備支援事業 498,802千円</p>
<p>(2) 自治会活動への支援について</p> <p>地域コミュニティの大きな問題として、自治会の活動力低下が挙げられる。少子高齢化の進展に伴い、中山間地では特に高齢世帯の増加が著しい。従来行われてきた総事などの地域活動が、自治体活動力低下に伴い完遂できなくなる自治会も増えている。例えば、河川流水内に繁茂するアシ、ヨシについても放置される地域が増えており、流水能の低下により災害時の被害拡大を招くと危惧されている。過疎化、高齢化に伴い地域活動力が低下している実情をしっかりと認識し、市町村と共同しながら、行政支援の拡充等について考慮されたい。</p>	<p>支え愛マップ作りなどの防災活動や道路・河川などの環境美化活動、伝統芸能や工芸などの文化活動など様々な活動を活発にされている自治会などの地域を支える活動を市町村とともに支援し、地域が元気になるよう取り組んでいきたい。</p> <p>なお、河川流水内に繁茂するアシ、ヨシの伐採等の維持管理を担っていただいている自治会（土木施設愛護ボランティア団体として登録が必要）については、鳥取県版河川・道路ボランティア促進事業により活動経費を支援している。当事業の実施に当たっては、将来にわたって持続的でより活動しやすい事業制度となるよう、ボランティア団体のニーズ把握に努め、きめ細やかに制度拡充等を行っている。</p>
<p>(3) 県内鉄道の機能強化について</p> <p>スーパーはくとの到着駅を倉吉駅から米子駅へ延伸するとともに、他の特急列車についても倉吉・米子駅間に停車駅を設け、県外客はもとより県民の利便性の一層の向上を図るよう関係機関と交渉されたい。</p>	<p>スーパーはくとの延伸や特急列車の停車（イベント時の臨時停車を含む。）について、平成31年1月にもJR米子支社に対して要望を行ったところであり、引き続き、JRに要望していく。</p> <p>特急列車の延伸や停車駅の追加には収益が確保されることが必要であることから、地元自治体や経済団体が連携した京阪神等からの誘客策や需要喚起の取組等を着実にしながら、粘り強くJRに要請していくことが重要であり、県としても引き続きその取組を応援する。</p>
<p>(4) 私学助成の在り方について</p> <p>私立学校に対する我が県の助成は全国でも最高レベルにあり、高く評価しているところであるが、かえって過度な助成となり、自助努力が失われたり、公立学校との間で教育の格差を生じたりすることがないよう、その対象となっている私立学校の財務状況や助成金の活用実態を随時調査するとともに、私学助成の在り方について不断の検討を行うこと。また、この検討に当たり、私立学校は、地域社会の一員として、インフラ等の地域資源を積極的に活用したり、有意な人材を供給するなど、地域に貢献すべき存在であることを忘れてはならないこと。</p>	<p>私立学校の助成については、毎年定例的に実態調査を行い、財務諸表の提出を求めるほか、毎年1回から2回学校訪問を行うなど、私立学校の運営実態の把握に努めるとともに、経常費を助成する高等学校等教育振興補助金をはじめ、補助額は、公立学校との均衡を考慮して設定している。</p> <p>私学助成については、今後とも、私立学校が地域社会の一員として地域に貢献すべき存在であることを十分に踏まえて在り方を検討していきたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>ア 鳥取県私立学校教育振興補助金の拡充について</p> <p>私立学校の健全な経営は、生徒に質の高い教育を継続的に提供する上で不可欠だが、各校の努力にもかかわらず、少子化による生徒数の大幅な減少の影響等により、非常に厳しい状況に置かれている。このままでは、保護者負担の増加や、教育の質の低下を招き、これが更なる生徒数の減少を引き起こすなど、負のスパイラルに陥ることが危惧される。</p> <p>特に、来年10月には消費税の増税が予定されていることや、ICT機器の高度化など、私立学校を取り巻く環境は、ますます厳しさを増しており、これに的確に対応する必要があるが、各校の自助努力には限界があり、公費による一層の支援が欠かせない。</p> <p>については、私立学校が、本県の教育の一翼を担うにふさわしい教育を提供し続けられるよう、鳥取県私立学校教育振興補助金による運営費助成（学校単価等）を拡充すること。</p>	<p>私立学校教育振興補助金については、保護者負担の軽減及び教育環境の向上を図るため、公立学校との均衡に基づきながら、前回改定以降の物価上昇状況など実勢を踏まえ、平成31年10月の消費税増税を反映させながら、平成31年度に学校単価及び生徒単価をそれぞれ引き上げること検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校教育振興補助金 1,883,614千円
<p>イ 幼稚園教育に対する一層の支援について</p> <p>県による幼稚園に対する経常費助成は、生徒1人当たりの単価で見ると全国43位となっており、私立中学校・高等学校に対する経常費助成と比較すると、非常に脆弱な支援と言わざるを得ず、国からの財源措置額を大きく下回る結果となっている。</p> <p>この状況のままでは、我が県の将来を担う子どもたちに対する質の高い幼児教育を満足にできなくなることが危惧される。</p> <p>については、私立幼稚園に対する経常費助成が中学校・高等学校と同水準になるよう、「私立幼稚園運営費補助金」の一層の充実と、幼稚園教員、保育士の処遇改善に係る助成を増額すること。</p>	<p>2019年10月から幼児教育・保育無償化が予定されており、幼稚園に在籍する児童の保育料は全て無償化される。併せて、私立幼稚園においては現行の国庫補助制度である幼稚園就園奨励費補助事業が廃止されることとされている。これらの国の制度改正を踏まえて、私立幼稚園への補助制度のあり方を検討していくとともに、教員の処遇改善のための単県補助金や、保育士等のための国の処遇改善等加算及び県の1歳児加配保育士の正規職員単価等の助成制度を各園に活用していただくよう働きかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園等運営費補助金 276,421千円 ・子どものための教育・保育給付費負担金 2,721,088千円 ・低年齢児受入施設保育士等特別配置事業 189,147千円
<p>ウ 指定自動車教習所の運営に対する支援について</p> <p>県内の高校生が運転免許を取得する時期が年度末に集中し、これに対応するための教習車の保有が安定的な経営を圧迫するとともに、職員の休日出勤や時間外勤務が急増するなど、国や県が推し進めている働き方改革に逆行する状況にある。</p> <p>県教育委員会においては、就職等の際に自動車免許を必要とする生徒がその時期までに確実に取得できるよう、入所時期を含めて適切に対応するよう各学校に依頼されているところであるが、残念ながら問題の解消には至っていない。</p> <p>については、平準化されない現状に対応するため、自動車学校への夏休みからの早期通学許可を積極的に認めるよう、改めて強力に働きかけるとともに、指定自動車教習所の運営に対する助成を行うこと。</p>	<p>運転免許取得のための自動車教習所への通学許可については、各校長がそれぞれの学校の状況を踏まえ、許可、不許可の判断をしている。</p> <p>県としては、就職等の際に自動車免許を必要とする生徒がその時期までに確実に取得できるよう、生徒の運転免許の取得の可否については最終的に校長の権限において適切に判断すべきとの国の通知を踏まえて、入所時期を含めた適切な対応を各学校に依頼しているところであるが、今後も、知事部局と県教育委員会とで連携し各高等学校に働きかけていきたい。</p> <p>また、自動車学校に対してどのような支援が可能か、まずは実情を把握していきたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>エ 準公立専攻科（NPO法人立）について</p> <p>平成25年度をもって廃止された県立専攻科は、設置形態を変更し、倉吉東高に鴨水館（NPO法人立）として再設置された。更に、平成31年度には、米子東高に志学館（NPO法人立）として再設置されようとしている。これは、公立専攻科の設置形態を変更した形の復活とも言え、民業圧迫が危惧される。</p> <p>については、これら準公立専攻科の廃止が困難であれば、その代替策として、私立専修学校予備校が、準公立専攻科と同じ年間学費を設定できるよう、その学費差額（15万円/人）を運営費として助成すること。または、各家庭への助成を行うこと。</p>	<p>鴨水館については、倉吉東高の専攻科が廃止される際、県中部地域の経済格差や教育環境を懸念した保護者等の有志により設立されたものである。またこの度の志学館は、米子東高校の専攻科廃止以降、浪人生が県外の予備校等に進学している実態を憂慮した卒業生等の有志により、若者の県外流出の防止のため設立されようとしているものであるが、新設後の影響等については注視していきたい。</p>
<p>（5）二巡目国体開催に向けた準備について</p> <p>昨年9月議会において二巡目国体開催の決議が行われ、その開催に向けた準備が進められているところであるが、会場となる施設の整備・改修や選手強化、他県選手の受け入れ先の調整など、解決すべき課題は山積している。近年開催された国体で明らかとなった課題や工夫した取組など、詳細に調査分析するとともに、行政機関や関係団体と開催に向けた協議を進めるなど、対応が後手にならないよう、準備を抜かりなく進められたい。</p>	<p>平成31年11月、国・日本スポーツ協会に対して開催を要望したところ、1月16日の日本スポーツ協会理事会において、本県は島根県とともに開催申請書提出順序了解県として承認（内々定）された。</p> <p>1月15日には、島根県との間で連絡調整会議を立ち上げ、協力開催に係る協議を開始した。また本県の2巡目国体調査研究会、新年度に立ち上げ予定の競技力向上対策会議、市町村との意見交換会等も活用しながら、県体育協会や競技団体、市町村と一緒に先催県の取組分析を進め、対応策の具体化を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とっとり競技力強化事業（競技力再構築検討事業） 314千円
<p>（6）各種スポーツ大会の開催について</p> <p>本年6月には、境港でセーリングの2019レーザー級世界選手権大会が、9月には第53回全国ろうあ者体育大会が本県で開催される予定である。については、スポーツを通じて、地域が発展し、県民が元気になるよう、各大会の準備に万全を期すること。</p>	<p>レーザー級世界選手権大会については、平成30年4月より境港公共マリーナ内に事務局を設置し、競技団体、境港市と連携しながら開催準備を進めている。大会開催に向けて、更なる大会PR、情報発信に努め、県民の関心や意識の向上、地域活性化に資する取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際競技大会開催事業 24,887千円 <p>また、全国ろうあ者体育大会については、実行委員会とも連携しながら、大会開催準備はもとより、手話言語条例発祥の地としての機運の盛り上げに向けて、県内の空港・駅等での歓迎ムードづくり、広報媒体を活用した県民周知にも取り組むことを当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模スポーツ大会開催等による鳥取の魅力発信事業（全国ろうあ者体育大会） 4,500千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>4 選挙制度について (1) 合区解消について 一票の格差是正を目的として導入された合区制度によって、2016年参議院選挙では、本県が全国で唯一、県内に住所を持つ候補を選出することが出来なかった。来夏の参議院選挙では、改正公職選挙法により比例特定枠が導入され、合区対象県に一定の配慮がなされた形となっている。合区制度は、人口が少ない地方の声が国政に届きにくくなる状況を招き、ますます地方衰退に拍車をかけることとなる。都市一極集中の是正、地方活性化がこれからの日本再生の鍵であり、合区制度を早急に解消することが必要である。県として、関係自治体とも連携しながら、国に対して合区解消を強く求め続けること。</p>	<p>今回の公職選挙法の改正は緊急避難的措置と認識しており、合区が固定化することはあってはならない。平成30年12月14日には、鳥取県市長会、鳥取県町村長会などの県内関係団体と連携して、県関係国会議員、衆議院議長、参議院議長に対して、合区の解消を要望した。</p> <p>全国知事会等の関係団体においても合区解消を求める意見書が決議されているところであり、今後も関係団体と連携しながら、粘り強く国に対して合区解消を求め続けていく。</p>
<p>5 観光政策について (1) 山陰海岸ジオパークの再認定について 昨年8月に、ユネスコ世界ジオパークの再審査を受けたところであるが、再認定を勝ち取ったあかつきには、この結果に満足することなく、関係機関と連携し、地域のジオツーリズムを通じた自然遺産の保全と地域活性化につながる取組を一層推進すること。</p>	<p>ユネスコ世界ジオパークの再認定審査の結果については、2月頃に発表される予定と伺っている。結果発表の際には、必ず何らかの指摘事項が示されることから、山陰海岸ジオパーク推進協議会及び関係団体と連携を密にしながらその指摘事項にしっかり取り組んでいくとともに、食や温泉などのテーマごとにジオサイトをつなぐ周遊ルートの設定や地域のジオストーリー作りなど地域活性化につながるよう山陰海岸ジオパークの新たな魅力の開拓と発信に努めていく。</p> <p>・山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク創生事業費 70,936千円</p>
<p>(2) 鳥取西道路開通後の観光振興について 今夏には、鳥取西道路の開通が予定されており、観光客の更なる流入が期待される。これを契機として、その周知を図るとともに、観光客が県内を周遊できるような仕組みを構築すること。</p>	<p>関西圏を中心にマスメディア等を活用した情報発信を展開するとともに、開通前後にはSNSや個人向け大手宿泊旅行サイトを活用して個人旅行者誘致のための宿泊及び観光情報を発信する。また、開通後も、個人向け大手宿泊予約サイト等を活用し、西道路開通でアクセス性が向上する県中西部の魅力を情報発信して、鳥取での滞在時間を延長して県内周遊を促す。また、JAFと連携しデジタルスタンプラリーも実施する予定である。</p> <p>・鳥取西道路開通観光情報発信事業 19,705千円</p>
<p>(3) 鉄道を活用した観光誘客について 県内の鉄道をテーマに観光客誘致や地域振興を図る「鳥鉄の旅」プロジェクトが進められているが、関係者や利用者から非常に評価が高い。今後も、この取組を充実強化させ、更なる観光誘客を推進すること。</p>	<p>山陰初の本格的な観光列車「あめつち」や鬼太郎列車リニューアル、若桜鉄道の「昭和」、智頭急行の「あまつぼし」など魅力的な観光列車を活用したノスタルジックな鳥取ならではの鉄道の旅「鳥鉄の旅」を展開し、情報発信や旅行商品造成支援などに取り組んでいる。</p> <p>今年3月には若桜鉄道「八頭号」が新たにデビューする予定であり、今後も、JR西日本を始めとした県内鉄道事業者及び沿線市町・住民団体と連携して、地元の声を伺いながら更なる鉄道の旅の魅力アップを図り、県内への鉄道誘客に努めていく。</p> <p>・旅情あふれる「鳥鉄の旅」創造事業 13,267千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(4) 航空便による観光客の誘致推進とクルーズ船への対応について</p> <p>国内・国際定期便の更なる誘客増加と県内空港チャーター便の誘致を進める施策の充実強化を図るとともに、定期便臨時増便やチャーター便の定期便化に向けて積極的に取り組むこと。また、増加・大型化するクルーズ船の需要を満たし、今後も安定的な寄港数を確保するために、寄港時の観光支援も含めた体制強化を図ること。</p>	<p>利用が好調で週6便の冬期増便(10/28-3/30)となった米子ソウル便、30年11月に92.8%の最高搭乗率を記録し、週3便の冬期増便(12/4-3/30)となった米子香港便の利用により、個人客、さらには若年層の観光客が増えてきていることから、観光とセットでできるアクティビティ(鳥取砂丘でのサンドボードなど)や四季折々の食の魅力を発信し、季節ごとのリピーター獲得を目指す。また、都会にはない自然体験や田舎ならではの伝統行事など、一歩踏み込んだ情報発信により、インバウンドの効果が地域の産業に還元されるような誘客を目指す。</p> <p>さらに、東南アジアや欧米など、両定期便のトランジット利用による誘客についても、積極的に取り組んでいく。</p> <p>県内発着のチャーター便については、鳥取砂丘コナン空港において、昨年11月に台湾から初となる台中・台北からの連続チャーター便が就航するなど、積極的なチャーター便実施に取り組んでいるところである。</p> <p>新年度においては、引き続き台湾の連続チャーター便の実施を目指すとともに、中国・上海からの連続チャーター便や、近年観光客が増加している東南アジアからのチャーター便実施に向けて調整を進める。</p> <p>クルーズ船の誘致については、31年度に世界で最も有名な客船「クィーン・エリザベス」などを含む50回以上の寄港が予定されている。加えて近年増加している個人旅行者の流れを県内観光地へ向けるため、港から周辺施設への周遊バス・タクシー運行支援、販売好調な「路線バス乗り放題手形」を活用した周遊提案等により、受入態勢の充実を図っていく。</p> <p>また、船社、ランドオペレーター(現地手配旅行社)提案用のポートセールス用パンフレットを活用して地元事業者と連携し、クルーズ客船の客層・ニーズに合った多様な素材を使ったオプションルツアーの造成に向けて船社及び旅行会社等に対し働きかけていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際航空便就航促進事業 32,100千円 ・外国人観光客送客促進事業 42,920千円 ・東アジア市場誘客事業 89,857千円 ・伸びるASEAN誘客事業 14,100千円 ・台湾市場誘客事業 15,500千円 ・シンガポール市場誘客事業 9,000千円 ・観光周遊支援事業 19,250千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(5) 大阪万博の開催について 昨年(2025年)の11月、大阪での国際博覧会(万博)の2025年開催が決定されたところであるが、大阪エリアに止まらず、鳥取県を含む関西広域連合エリアに経済的な波及効果があるものと大いに期待できる。開催地に近い我が県としても、本博覧会の開催を契機に多くの来客を見込めるよう、関西広域連合とも連携しつつ、戦略的に取り組むこと。</p>	<p>開催が決定した2025大阪万博には、2,800万人の入場者数(うち訪日客は300万人)が想定されており大阪イン米子アウトなど関西圏の周遊性を生かした誘客の好機である。引き続き、関西広域連合とも連携を図りながら、外国人観光客の視点に立って見た本県の魅力を盛り込んだ旅行商品を提案するなど、インバウンドの良い流れを活かした積極的なプロモーションに取り組んでいく。</p>
<p>6 福祉保健政策について (1) 合計特殊出生率の数値目標実現に向けて 合計特殊出生率については、総合戦略の重要業績評価指標に本年度末1.74の実現を掲げて取り組んでいるところであるが、その実現に向けて多様な施策を講じられたい。</p>	<p>合計特殊出生率については、平成29年数値1.66と前年に比べ上昇した。引き続き、平成31年度末1.74の目標値の実現を目指して出会い・結婚の支援、不妊治療費助成、保育料の無償化、小児医療費助成など、各種子育て支援施策を重層的に実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とっとり婚活応援プロジェクト事業 33,285千円 ・不妊治療費助成事業 121,794千円 ・保育料無償化等子育て支援事業等 447,099千円 ・おうちで子育てサポート事業 77,906千円 ・特別医療費助成事業費(小児) 883,849千円
<p>(2) 2次保健医療圏における医療提供体制の偏在是正について 県内の2次保健医療圏での医療提供体制を眺めると、西部には鳥取大学医学部附属病院が、東部には昨年末に新築棟が開院した県立中央病院があり、それぞれ救命救急センターを持つなど、充実した医療提供体制が展開されている。しかしながら、中部医療圏については、人口10万人あたり医師数が204.6人と全国平均の240.1人を大きく下回っている実態があり、診療科によっては、常勤医の不在のため東部、西部の医療機関への通院を余儀なくされる住民も存在する。山陰道など道路環境が整備されつつあるとはいえ、基本的には各2次保健医療圏内で入院、治療、通院を含めた医療提供体制が完結するように努めなければならない。ついては、2次医療圏ごとに、医療提供体制の格差が生じることがないように、診療科の偏在も含め、実態把握に努めるとともに、有効な施策を打ち出すこと。</p>	<p>平成28年12月に策定した「鳥取県地域医療構想」や平成30年4月に策定した「鳥取県保健医療計画」に基づき、県民ができる限り住み慣れた地域で医療を受けられる体制整備を目指しているところであるが、中部では、疾病によっては東部・西部と比較して、圏域外の医療機関を受診する傾向があると認識している。</p> <p>二次医療圏内での医療需給については、京都大学と共同で実施中のレセプトデータ分析を基に検討を始めたところであり、今後は分析データに基づき地域で不足している医療の状況把握をしっかりと行ったうえで、地域医療介護総合確保基金等も活用しながら、できる限り地域で完結できる医療提供体制の整備を進めていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県地域医療介護総合確保基金事業 795,971千円 (うち県立厚生病院のがん患者支援センター整備費 80,611千円) <p>なお、診療科ごと、地域ごとの医師偏在については、平成31年度に新たに国が定める医師偏在指標を踏まえた医師の確保数の目標・対策を含む医師確保計画を策定する中で、医療関係者の意見を聞き必要な対策を検討していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(3) 鳥取県立中央病院の新築棟について 昨年末に鳥取県立中央病院の新築棟が開院した。新築棟では、高度医療として脳卒中センターや心臓病センター、ハイブリッド手術室が整備され、がん医療に関わる最新機器として、PET-CTやIMRTが設置されるなど、最新の医療を提供するための高度な設備が完備されており、地域住民の健康の向上に大いに資するものになると期待されている。一方、これら最新機器を備えた病院が十分な機能を発揮するためには、熟達した医療人材の十分な確保が同時に要求される。医療業界においても人手不足が深刻化している状況ではあるが、医師、看護師、薬剤師、放射線技師、理学療法士等の人材確保に励み、新病院がその機能を十分に発揮し、地域住民の健康を守る役目を果たせるよう鋭意努力されたい。</p>	<p>地域の高度急性期医療を担う県立病院の役割を果たすため、鳥取大学医学部等に対して医師派遣等を要請しているところである。 また、これまで人員の確保が難しかった看護師や薬剤師等については、県内外の養成施設への訪問や学生に対するリクルート活動を積極的に行うとともに、採用試験を県外で実施するなど学生が受験しやすいよう改善し、来年度には必要な人員を確保できる見込みである。 今後も、引き続き専門性の高い医師をはじめ必要な人員の確保に取り組むとともに、高度な医療提供など新病院に求められる機能と役割に対応する人材育成等に努める。</p>
<p>(4) がん対策について 鳥取県のがん年齢調整死亡率は依然として高く、全国順位もワースト3に入る状態が続いており、早急な対策が望まれる。がん治療の要諦は早期発見早期治療であることは変わらないため、がん検診の受診率向上のため、数値目標達成のための具体的な努力項目も設定しながら継続的に施策を展開すること。また、胃がんにおけるピロリ菌感染などは、その因果関係が証明されているため、ピロリ菌除菌率を達成目標に挙げるなど、先進事例も参考にしながら、がん年齢調整死亡率の改善にむけて鋭意努力すること。</p>	<p>市町村、医師会、企業、保険者等との連携・協力により、がん検診受診率向上のための取組を継続的に取り組んでおり、平成30年度から本県の死亡率の高い働きざかり世代に対する胃がん対策として「ピロリ菌検査・ペプシノゲン検査」の検査費用の助成を開始したところである。 なお、ピロリ菌検査・ペプシノゲン検査は平成30年度より開始したところであり、現時点での除菌率の把握は困難であるが、陽性者に対するフォローアップを協会けんぽ鳥取支部と連携して進めることとしている。 第3次鳥取県がん対策推進計画において、「がん予防（がんの早期発見）」として、がん検診受診率向上に係る施策の方向性と具体的な取組を定めており、計画に基づき、引き続きがん検診受診率向上やがん医療の充実に向けた取組を進めていく。 ・がん対策推進事業 82,611千円</p>
<p>(5) 医療情報連繋ネットワークについて 団塊の世代が75歳以上を迎える2025年に向けて医療需要が加速度的に増大していく中、限りある医療資源を有効に活用するために、県では地域包括ケアシステムの構築に鋭意取り組まれているところである。ケアシステムの中で、医療機関間の連繋の効率化を図るためには、医療情報連繋ネットワークの構築が必要不可欠であり、本県でも2009年より鳥取県西部地区医療連携ネットワークとして「おしどりネット」が運用開始され、2014年からは「おしどりネット3」として参加医療機関数も徐々に増やしながら運営されているところである。2025年が間近に迫っている中で、連繋ネットワークの構築は焦眉の急であり、より一層のスピード感をもって普及に取り組まされたい。また、ネットワーク構築の際には、実際に運用することになる医療従事者の要望を丁寧に聴取すること。更には、それらニーズをシステムに反映させることで、より洗練された使い勝手の良いネットワークシステムを構築するよう最大限の努力をすること。</p>	<p>おしどりネットの普及拡大を図るため、県が主催する「ICTを活用した医療機関における情報化推進会議」等の場において、医師会等の医療関係者におしどりネットの仕組みやメリット等を説明し、システムに対する要望を汲み取るとともに、会議の中でのシステム改善や普及拡大につながる意見をおしどりネットの運営主体である鳥取大学医学部附属病院にフィードバックするなどして、取組を進めていきたい。 ・鳥取県医療介護総合確保基金事業（医療情報ネットワーク整備事業） 14,475千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(6) 介護士の処遇改善、介護労働の負担軽減について</p> <p>2025年に向けて医療介護需要が増大していく中、介護人材の確保は喫緊の課題である。そんな中、介護現場では、給与水準の低さや重労働といった業務環境を背景に介護職離れが進んでいる現状がある。世界でも類をみないスピードで少子高齢化が進む我が国では、介護人材不足は直視せざるを得ない課題であり、政府は入管難民法の改正案を閣議決定するなど、外国人労働者の受け入れ拡大などで対応を図る動きもあるが、介護労働環境の改善なくして、問題の本質的な解決はなされないと思われる。本県は全国の中でも、少子高齢化がいち早く進行している自治体であり、介護人材不足を最重要課題として捉える必要がある。県として、介護ロボットやIOTの利用など技術革新を利用した介護労働の負担軽減が図れるような環境整備を含め、介護労働環境の改善に鋭意努めること。</p>	<p>介護職員処遇改善については、平成27年度に介護職員1人当たり月額1万2千円相当の拡充、平成29年度に月額平均1万円の処遇改善加算、平成30年度には介護報酬改定が0.54%増と処遇改善に向けた対応が図られており、平成31年10月の消費税率引上げにあわせて、「新しい経済政策パッケージ(2017年12月8日閣議決定)」に基づき、介護報酬改定が行われ、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士等に対して月額平均8万円相当の処遇改善が行われる予定である。</p> <p>また、介護ロボットの導入支援、ICTの活用による医療・介護連携の取組を支援し、業務の効率化、介護職員の負担軽減につなげていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員向け研修・職場環境向上事業(介護職員ロボット導入支援事業) 6,000千円 ・地域包括ケア推進支援事業((ICT活用)在宅介護のための事業者等による地域連携モデル事業) 1,000千円
<p>(7) 地域包括ケアシステムの構築について</p> <p>高齢化の一層の進捗とともに単独世帯のさらなる増加が見込まれる中、重度の介護状態になっても住み慣れた地域で人生を最後まで続けるために、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が急がれる。</p> <p>市町村と協力してそれぞれの地域の自主性や主体性に基づいた地域包括ケアシステムを地域特性に応じて作り上げられたい。</p>	<p>各市町村における地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療・介護連携の推進、多職種連携のための専門職派遣や介護予防・日常生活支援総合事業の充実等を支援する事業を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア推進支援事業 12,453千円
<p>(8) 遠隔診療への助成について</p> <p>地域包括ケアシステムなどにより自宅で過ごす患者の増加が見込まれる中、情報通信技術を活用した「遠隔診療」の普及が図られることになる。このような遠隔診療に対して必要な助成を行われたい。</p>	<p>本県には過疎化・高齢化が進んでいる中山間地域は数多くあり、そこでの医療提供体制の確保において遠隔診療は強力なツールとなり得るものと考えている。今後、県が主催する「ICTを活用した医療機関における情報化推進会議」等の場を通じて、県内でどんなやり方ができるのか、医師会等関係者の意見をうかがいながら、遠隔診療の普及に向けた支援策を検討していきたい。</p>
<p>(9) 障がい者雇用について</p> <p>障がい者の雇用については、「障害者雇用促進改正案」が通常国会に提案されることになっているが、この中では、雇用の拡大を図るとともに障がい者解雇の監視強化が進められ不当解雇の防止を図ることされている。県においても法施行を待たず、早急に体制の整備を図られたい。</p>	<p>障がい者雇用については、「鳥取県障がい者雇用推進会議」での支援の在り方等の検討や経済団体トップへの定期的な要請、職場定着等をきめ細かに支援するジョブコーチの配置や養成、県庁内の「障がい者雇用アドバイザー」の配置等を通じ、雇用の場の創出等に努めている。不当解雇の防止に関しても引き続き鳥取労働局等と連携して啓発等に取り組む。</p> <p>更に、障がい者の離職防止等に当たり、新たに「鳥取県障がい者雇用支援ネットワーク(仮称)」を構築し、関係機関がより連携して取り組むことを検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者就業支援事業 45,196千円、 ・障がい者雇用支援ネットワーク事業 28,603千円 <p>なお、障害者雇用法制については現在、労働政策審議会障害者雇用分科会において、「障害者に対する差別の禁止又は合理的配慮の提供」に関して、苦情の申出を行ったことを理由とする不利益取扱いの禁止について議論されているところであり、引き続き国の議論を注視しつつ、労働局と連携して対応していく。(平成31年1月18日開催の第82回労働政策審議会障害者雇用分科会でも、まだ法案の概要は示されておらず、「論点整理(案)」により議論が行われている。)</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>(10) 「介護職支援助手」の育成・参入促進について</p> <p>介護職員の負担を減らし専門性の高い仕事に専念できるよう、配膳や洗濯などを担う「介護職支援助手」の育成や参入促進を図る支援策に取り組むとともに、中高年齢者や短時間勤務求職者等の多様な人材の活用を図ること。</p>	<p>介護施設等における業務の機能分化を行い、地域の元気な中高年齢者等に介護専門職の周辺補助的業務を担ってもらうため、介護施設関係団体等が説明会の開催や就労マッチング等の導入支援を行う場合に、その経費を支援する事業を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気なシニアパワーで地域を支える仕組みづくり事業（介護助手の養成） <p style="text-align: right;">2, 857千円</p>
<p>(11) 医療的ケアの必要な重症心身障がい児・者の在宅支援について</p> <p>医療的ケアの必要な重症心身障がい児・者及びその家族等が安心して生活できるよう、関係団体・病院関係機関等との連携を密にするとともに、必要な人材の確保、相談支援センターの整備及び支援策を検討すること。</p>	<p>医療的ケアを要する障がい児者及びその家族の地域生活を支えるため、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携・協議する場として、平成30年8月に鳥取県地域自立支援協議会の中に「医療的ケアを要する障がい児者支援部会」を設置した。当該部会にはオブザーバーとして医療機関等からも参加しており、今後も、関係者と連携を密にしながら支援施策について検討していく。</p> <p>また、日本財団との共同プロジェクトにより、鳥取大学に小児在宅支援センターを設置し、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者に対応できる医療従事者等の養成を行うとともに、各圏域に医療的ケアが必要な重症心身障がい児者及びその家族の相談支援と在宅生活を支えるための拠点施設の整備を進めており、平成31年4月には西部地域の拠点が開設の運びとなっている。</p> <p>また、東部及び中部地域の拠点施設の整備についても、現在、開設・運営を主体的に担っていただける各団体と緊密な連携を図りながら、整備に向けて調整しているところであり、併せて、整備内容に対して、県としてどのような支援が可能か関係者とよく協議して行く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等及びその家族の地域生活支援体制整備事業 5, 862千円
<p>(12) 地域包括ケアシステムの体制構築について</p> <p>在宅・施設での看取りがより可能となるためには、特定行為研修を終了した看護職の増員が必要であり、本県では、鳥取大学附属病院において同研修事業が今年度中に実施される予定である。しかしながら、訪問看護師として実働しながら長期研修を受講することは事実上不可能であることから、計画的に在宅看取り看護師を育成する仕組みづくりを検討するべく、その体制作りを進める医師会を含めたワーキングチームを設置すること。</p>	<p>訪問看護師が実働しながら長期研修を受講することは難しい状況であるため、まずは、県内の認定看護師や特定行為研修修了者、その他関連研修に派遣したリーダー的役割の看護師を鳥取県訪問看護支援センターが実施する訪問看護に関する研修会において、講師及びアドバイザーとして活用し、在宅看取りに携わる看護師を育成することを検討している。（H31当初予算）</p> <p>このことも含め、計画的に在宅看取りに携わる看護師を育成する仕組みについて、鳥取県地域医療対策協議会などにおいて、医療関係者の意見を聞き検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（訪問看護支援センター事業） <p style="text-align: right;">11, 257千円</p>
<p>(13) 妊娠や出産を巡るライフプランについて</p> <p>鳥取県の10代、20代の人工妊娠中絶率は、平成22年には改善したものの、安定しない状況にある。20代については、子育てに適した年代にも関わらず遺憾な状況にある。人工妊娠中絶率を減少するとともに、生殖を脅かす性感染症を予防し、性と生殖の健康を守る若者の育成が急務である。また、虐待防止の観点も踏まえながら、妊娠・出産・子育てへの責任を伝え、いのち（自尊感情）を大切に、自身のライフプランを描くことができるよう支援すること。</p>	<p>妊娠・出産は人生において大きなライフイベントであり、自分のライフプランやパートナーについて考える機会や情報を持つことが重要であることから、中高生を対象に助産師が学校に出向いて命の大切さや命をつなぐための心構え等を手作り材料や体験学習で伝える「未来のパパママ育み事業」及び大学生を含む地域や企業の若者世代を対象として性や命、妊娠・出産等に関する基礎知識の講義やライフプラン設計などを行う「今から始めるいつかはパパママ事業」を県助産師会に委託し、普及啓発事業を実施している。</p> <p>この他、鳥取大学医学部の学生などを中心としたピアカウンセラーを養成し、中・高生を対象としたピアカウンセリングによる性や命に関する相談・カウンセリングなども実施しており、引き続き、妊娠・出産・子育てに関する知識等の普及啓発について教育委員会とも連携しながら事業に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健やかな妊娠・出産のための応援事業 10, 467千円

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>(14) 生活習慣病予防のための栄養改善について 鳥取県においては、現在策定中の、「鳥取県健康づくり文化創造プラン(第3次)」の栄養、食生活分野では、野菜摂取の増加と主食・主菜・副菜を組み合わせたバランスの良い食習慣の定義、塩分控えめの目標を継続し、生活習慣病予防を引き続き推進することとしているが、栄養を基盤とする疾病の発生は依然として減少していない。 この要因は、生活状況の変化と食生活の多様化に伴う孤食、朝食の欠食や簡素化、遅い時刻の夕食・野菜摂取不足・栄養バランスの粗悪化と塩分の過剰摂取等に運動不足・ストレスなどが相俟ったためであると考えられることから、栄養改善のための取組を推進すること。</p>	<p>生活習慣病予防のための栄養改善には、県民一人ひとりが食に対する正しい知識等を持つことが重要なことから、鳥取県食生活改善推進員連絡協議会が行う食習慣改善講習会や鳥取県栄養士会が行う「生活習慣病予防のための栄養改善事業」への活動支援をしている。 また、市町村の担当者や県内の栄養管理に携わる方々を対象としたスキルアップ研修を実施しており、今後も引き続き市町村や関係団体と連携して本県の栄養活動の推進に取り組んでいきたい。 ・キラリと光る食育推進活動事業(「食の応援団」支援事業) 5,652千円</p>
<p>(15) 親無き後の安心サポート体制の構築について 親が健在の時から将来の生活設計や社会資源の整備を行い、いざという時に地域の中で安心して暮らしていける体制の構築を図るため、普及員の養成や将来の生活設計に向けた相談支援、関係機関との連絡調整を進めるコーディネーターを設置し、支援を必要とする人が生涯にわたり、地域で安心・安全な生活を送ることができるよう関係機関とのよりよい関係づくりが進められている。 安心サポートファイルの全県的な普及・活用についても、普及員の養成とともに進められているが、更なる普及と活用の拡大、関係機関・団体等への説明が必要であることから、引き続き、コーディネーターの設置を支援すること。 また、平成29年度に取りまとめた「親亡き後等に関する保護者アンケート調査報告書」に記された保護者の要望に基づいて行った提言を具体化していくための検討委員会の設置等を検討すること。</p>	<p>安心サポートファイルを活用した普及啓発とコーディネーター配置、及び検討委員会の設置に継続して取り組むため、必要経費について当初予算での対応を検討中である。 ・親亡き後の安心サポート体制構築事業 3,511千円</p>
<p>(16) 障がいや障がい者の正しい理解の促進について 本年9月にあいサポート条例(鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例)が施行され、障がい者が地域の中で安心して生活できる暮らしやすい社会をつくる目標が掲げられるとともに、事業者や県民の役割が定められたものの、未だ、事業者、県民とも障がい者の理解が十分進んでいるとは言えない状況にある。 については、障害者差別解消法、あいサポート条例を実効性あるものにするため、事業者や県民が、障がいや障がい者を正しく理解していただくような施策に積極的に取り組むこと。</p>	<p>あいサポート条例に基づき事業者や県民による障がい者に対する理解を更に深めるため、希望する県内企業等を対象に、障がいのある当事者が企業等を訪問して講話を行う取組を平成29年6月補正予算から開始しており、その取組を引き続き実施するとともに、市町村や関係機関等とも協力して、障がい者と健常者との交流促進やヘルプマークの広報を始めとする県民向けの啓発活動を幅広く展開する。 ・あいサポート推進事業 13,331千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(17) 情報アクセシビリティの確保について</p> <p>平成29年9月に施行した「あいサポート条例」の理念に謳われているように、「いつでも・どこでも・だれでも・情報アクセシビリティ鳥取県」を築くため、聴覚障がい者が、地域の防災無線をリアルタイムで、全ての情報を把握できるよう、市町村に働きかけるとともに、県もリアルタイムの防災情報を聴覚障がい者に提供できるようにすること。</p>	<p>平成30年12月25日から、スマートフォンやタブレットの利用者向けにプッシュ通知（リアルタイム）による危機管理ポータルサイト、トリピーメールによるお知らせ、位置情報による最寄りの避難所への経路ガイド、道路や河川のライブカメラへのリンクの表示などの機能を備えた「あんしんトリピーナビ」の運用を開始しており、聴覚障がい者団体などに対し、その効果的な利用について促していくとともに、市町村に対しては防災行政無線の情報など災害時の情報アクセスの確保について、積極的な提供が図られるよう理解を求めていく。</p>
<p>(18) 鳥取県特別医療費助成制度</p> <p>鳥取県特別医療費助成制度は現在、所得制限を設け、一部自己負担となっているが、透析患者の平均年齢がおよそ70歳と高齢化が進み、その多くが年金生活で、毎年のように年金額の引き下げや、消費税の10%引き上げが予定されており、更に経済的に厳しくなることが懸念される。このような状況の中、現在、県で実施されている特別医療費助成事業は、透析患者にとって大きな救いとなっており、平成31年度以降も、現行制度を維持すること。</p>	<p>特別医療費助成制度は、平成31年度も継続して実施するよう当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別医療費助成事業費 1,626,775千円
<p>(19) 透析専門医師や看護師不足による人材確保について</p> <p>透析医療を受ける患者は、週3回継続した治療を必要とし、また変化する体調に即応する必要があり、医療スタッフの不足は、解決すべき重要課題である。</p> <p>ついては、患者が安心して医療を受けられる体制を整備するためにも、透析に関する専門性の高い医師及びスタッフを育成する取組を推進すること。</p> <p>また、東・中部の基幹病院（中央病院・厚生病院）にも、慢性腎臓病（CKD）の専門医の常駐を検討すること。</p>	<p>鳥取県内の医師及び看護師の確保に向けて、医学生や看護学生への奨学金等の貸与、地域医療体験研修、看護現場体験研修、看護職員が働き続けられる環境の整備への支援等の総合的な医師・看護師確保策を講じ、透析専門医・腎臓専門医、認定看護師も含め県内で勤務する医師・看護師の確保に引き続き努める。</p> <p>また、腎臓内科などの特定の診療科に医師を誘導する措置を充実するようこれまで国に要望しているところであり、今後も引き続き要望していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師確保奨学金等貸付事業 250,940千円 ・看護職員等充足対策費 766,698千円 ・認定看護師及び認定看護管理者養成研修受講補助事業 7,000千円
<p>(20) 鳥取県における地域リハビリテーションの推進について</p> <p>地域包括ケアシステムが推進される昨今、理学療法士の対象は高齢者・障がい者のみならず、学校保健分野等多岐に渡る。また、地域においては、単に機能訓練や介護予防的な部分だけに留まらず、『街づくり』や『通いの場づくり』といった分野にまで拡大している。更には、地域リハビリテーションを進めていく上で、地域生活そのものを包括的にケアしていく必要があるが、現状のように勤務先から兼務の形で地域に出向く手法では、十分な支援を行うことは困難であると考えられる。</p> <p>ついては、行政主体で医師会をはじめとしたリハビリ関連職種の代表者や関係団体が一堂に会し、鳥取県の地域包括ケアシステムの現状を共通認識するための推進協議会の開催と将来的な支援センター設置について検討するとともに、先進的な地域への視察等を必要に応じて行うこと。</p>	<p>地域包括ケアシステムの実現には医師、看護師、薬剤師、理学療法士等の多職種の関係者の連携が必要と認識しているところであり、地域リハビリテーションの推進にあたっては、医師会やリハビリ関連団体等で共通認識が図られるよう、関係者が出席する会議等の場においてしっかりと意見交換を行いながら、必要な施策の検討を進めていきたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>7 生活環境政策について (1) 第30回全国みどりの愛護のつどいの開催について 平成31年に鳥取市のコカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパークにおいて、第30回全国「みどりの愛護」のつどいが開催することが決定されたところである。ついで、都市緑化の更なる機運醸成を図ることができるよう、その準備に万全を期すこと。</p>	<p>円滑な式典行事等の実施と運営に向けて、実行委員会を構成する国土交通省及び鳥取市、並びに開催に協力いただく関係機関等と連携して準備に万全を尽くす。 また、2月16日の「とっとり緑シンポジウム」（県主催）をはじめ、残り2町となった県内市町村を植栽でつなぐ「みどりのリレー」や都市緑化の推進に資する各種緑化講座を実施し、事前周知と都市緑化意識の高揚を図る。 さらに、県内数カ所で主要道路沿線での地域住民の協働参画により行う緑化活動経費に助成する枠組みを設ける予定であるほか、開催日に湖山池オアシスパークで実施を検討している「みどりの愛護フェア」（仮称）などを通じておもてなしを充実させ、賑わいづくりを図ることを検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第30回全国「みどりの愛護」のつどい推進事業 78,510千円 ・地域で進めるととりの緑創造事業 15,700千円
<p>8 商工労働対策について (1) 外国人労働者の受け入れ体制の整備と積極的な受け入れ策 外国人労働者の受け入れを拡大する改正出入国管理法の成立により、本年4月から5年間の累計で最大34万5150人の外国人労働者を受け入れることになった。本県でも、介護、清掃、建設、宿泊、農業、飲食品製造業及び外食業については、すでに人材不足が営業等に影響を及ぼしており、外国人労働者の受け入れが待たれるところである。国では、大都市圏に外国人が集中しないような措置を講じるとしているものの、効果があるのか疑問である。 本県としては、市町村と連携し、受け入れ労働者への多言語による相談窓口、日本語学校、専門学校など支援体制の整備をすること。また、外国人労働者が本県に来てくれるのを受け身で待つだけでなく、県がリーダーシップをとって、市町村等や関係機関等と連携し派遣国の大学等に出向き、積極的に人材を確保していく方策について検討を進められたい。</p>	<p>改正出入国管理法による外国人材受入れ拡大を踏まえ、法施行に向けて今年1月に「外国人材受入れ・共生相談窓口」を県庁に開設した。また、今後、関係機関で構成する「鳥取県多文化共生支援ネットワーク（仮称）」を構築し、その下に「外国人総合相談センター（仮称）」を設け、多言語で相談を受けられるよう、相談にあたる人材の確保や翻訳機器の整備等に取り組むこととしている。 さらに、外国人材受入れ環境の整備を図るため、当該ネットワークを活用して、雇用者である企業側に対し、外国人材受入れにあたっての知識・ノウハウの習得や、企業への個別支援等を通じた外国人材活用の高度化を図ることとしている。 なお、海外大学等へ出向いた人材確保については、当該ネットワーク等でニーズを聞きながら検討していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人材活躍支援事業 6,596千円 ・【2月補正】外国人総合相談センター（仮称）開設事業 10,000千円 ・外国人総合相談センター（仮称）運営事業 20,000千円
<p>(2) 小規模事業者によるIT・IoT促進について 今後、小規模事業者は人材不足対策や生産性向上、働き方改革や消費税対策、電子取引の進展など、あらゆる場面でIT・IoT対策が必要となるが、経営資源に限りがある事業者は、その対策が十分行えていない状況にある。 ついで、経営支援システムの強化と県連合会と2支援センターへのテレビ会議システム導入、県内18商工会にWEB会議システム導入支援を検討すること。 また、上記取組を推進していくためには「情報化推進員」の設置が必須となることから、既存の業務（経営改善普及事業）に加え、IT・IoT対策を確実に進めていくため、県連合会に専門知識を有した「情報化推進員」の当分の間の設置を検討すること。</p>	<p>高度・複雑化、多様化する事業者の経営課題に対しては、密着した支援の重要性が増しており、商工団体の担う役割は大きくなっている。そうした中、商工団体がより充実した支援を展開するために経営支援業務のシステム化を行うことは有効な手段の一つと考えられるが、費用対効果、財源（会費負担の在り方、国庫の活用など）といった課題があると認識しており、まず団体と意見交換してみたい。 なお、県では従前より小規模事業者等経営支援交付金により商工団体の専門家活用経費を助成しているところであり、小規模事業者のIT化支援については、現状や課題をよく聞き必要な対応を考えたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(3) 後継者育成支援について 以前、若い大工職人に対しては、修行として仕事内容を教えるだけで足りていたが、現在、新規採用する場合は、事業所が社会保険・厚生年金・雇用保険を負担しなければならない。これは見習いではなく、一労働者として扱うことを意味する。 しかしながら、技術を伝承する余裕のある事業所や一人親方は、ほとんどないのが実情である。 については、伝統技術の継承の観点から、手刻みなど伝統技術を有する大工技能者が高卒から30歳までの若い職人を雇用し、後継者として育成することを支援する助成制度の創設を検討すること。</p>	<p>建築関係の新規入職者に対する在職者訓練を行う県内の認定職業訓練校の運営費、入校費に対して、引き続き支援をしていく。また、35歳未満の若年者を鳥取県技能士会連合会と技能士団体等による共同体が期間雇用し、集合訓練や企業実習を通じて正規雇用につなげる、本県独自の取組「若年技能者等技能承継推進事業」を実施しながら、今後も後継者の人材育成に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能振興事業（認定職業訓練助成事業） 11,519千円（建築関係以外の訓練校への補助予算等を含む。） ・技能振興事業（技能振興推進事業費補助金） 638千円（建築関係以外の訓練校を含む認定職業訓練校への入校経費補助予算） ・技能振興事業（若年技能者等技能承継推進事業） 27,871千円
<p>(4) 雇用保険・労働保険の過少給付について この度、賃金や労働時間の動向を把握する国の基幹統計である「毎月勤労統計」の調査手法に誤りがあったと報じられ、これを基にして算定する雇用保険や労災保険が過少給付されていたことが判明した。昨年の12月に閣議決定された2019年度予算案が修正される見込みであるとともに、過去にさかのぼって対象者に不足分を支払う方針であるなど、極めて異例の事態となっている。については、国の対応状況を注視するとともに、本県への影響がどの程度あるのかを調査分析し、県民への影響がないよう適切に対応すること。</p>	<p>「毎月勤労統計」の調査手法の誤りによる雇用保険や労災保険の過少給付に係る影響については、鳥取労働局から「当該保険の給付額の最低補償額及び最高限度額の算定等に影響がある。本県への影響と対応については、現在、厚生労働省において給付対象者毎に推計値に基づく再計算を行っているところで、状況把握できていない」と聞いている。本県への影響については引き続き国から情報収集を行っていく。</p>
<p>9 農林水産政策について (1) TPP11及びEPA発効への対応について 昨年12月30日にTPPが発効した。人口5億人、世界の国内総生産の13%を占める経済圏となる。日本は、工業品や農産物を含む全品目ベース95%が関税撤廃することになったが、農産物の重要5分野については、関税撤廃の例外とした。また、EPAについては、12月12日の欧州議会で承認されたことにより、この2月1日に発効することになった。これにより、国内総生産では世界の約28%、貿易総額は約37%を占める巨大な自由貿易圏が実現することになった。この動きは、安価な外国製品等が県内製品と競合することが予想される。一方、県内製品を海外に売り込む機会でもある。農林水産関係者、製造業者等と連携して適切に対応されたい。</p>	<p>1月9日に、県庁内に「国際経済変動対策チーム」を立ち上げ、特に影響が懸念される畜産物や特産野菜を中心に、市場価格の動向や現場の状況等をしっかり把握していくとともに、緊急的に実施する対策について協議を行った。さらに1月23日には、JA組合長ともしっかりと情報を共有し、連携して対策を講じていくことを確認したところであり、万全の体制で臨んでいきたい。</p> <p>また、6次産業化や農商工連携の推進のための取組や海外で県産農林水産物等の販路拡大に取り組む事業者への支援による攻めの対策も2月補正及び当初予算で検討している。</p> <p>その上で、さらなる対策について、適宜、国に要望したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月補正】鳥取野菜産地強化対策事業 30,000千円 ・【2月補正】産地パワーアップ事業 204,300千円 ・【2月補正】畜産クラスター施設整備事業 800,000千円 ・【2月補正】担い手確保・経営強化支援事業 160,000千円 ・【2月補正】スマート農業技術の開発・実証プロジェクト 151,000千円 ・【2月補正】林業・木材産業強化総合対策事業 487,769千円 ・【2月補正】特定漁港漁場整備事業 2,718,000千円 ・畜産経営安定対策事業 56,134千円 ・「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業 62,155千円 ・6次化・農商工連携支援事業 60,574千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 鳥取和牛の普及、広報について 平成29年9月、「第11回全国和牛能力共進会宮城大会」において、鳥取和牛が「花の7区」と呼ばれる肉質部門で日本一の称号を得た。華々しい成果とともに、和牛王国鳥取の復活ののろしが上がったこの機を逃さず、日本一の鳥取和牛の宣伝、広報、販路開拓を果敢に行うこと。日本の和牛は国外でも大いに注目されている折であり、本県が交流を持っている環日本海沿岸諸国についても積極的に宣伝を行い、販路開拓や観光誘客を図るなど対策を練られたい。</p>	<p>第11回全国和牛能力共進会宮城大会で獲得した「肉質日本一」を強力にPRし、ブランド化を進めるため、情報発信力の高い首都圏におけるメディア露出のほか、特に国内外の富裕層を対象とした首都圏等の高級ホテル、レストラン、百貨店等と連携した鳥取和牛フェアの開催、香港、台湾等でのプロモーションについて、当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食のみやこ鳥取県」ブランド化加速事業 50,365千円 ・鳥取和牛ブランド強化対策事業 13,824千円 ・食のみやこ鳥取県推進事業(発見・体験「食のみやこ」推進事業) 26,082千円 ・「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業 62,155千円
<p>(3) ジビエ料理の普及推進について 県では従来からジビエのブランド化について推進し、平成25年には若桜町にある食肉処理施設が稼働を開始した。昨年は鳥取のイタリア料理店でシカ肉の缶詰が完成された。このことにより広く販路を拡大することが可能となったので、この機会に一層の支援と普及活動を推進されたい。</p>	<p>全県的にジビエ活用の機運が高まる中、更なるジビエの利活用を推進するため、県東部及び中西部のジビエ振興組織の活動を支援するとともに、県内外でのジビエ料理の普及や販路開拓等を進め、「とっとりジビエ」の更なるブランド化と普及に向けて、積極的に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とっとりジビエ全県普及推進事業 18,896千円
<p>(4) 予冷施設による農業生産量の確保への支援について 農業生産基盤の維持及び産地づくりや特産物の育成のために、園芸品目等の振興に係る事業を継続するとともに、野菜・果樹などJA鳥取いなば管内の出荷物を広く集荷し、市場動向と連動した出荷調整機能の構築をしていくことが、農家所得と生産意欲につながることから、予冷施設整備への支援を実施すること。</p>	<p>個別案件に応じて国の産地パワーアップ事業や既存の単県事業で支援する。JAいなばの案件については、園芸産地活力増進事業の活用により支援するよう当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月補正】産地パワーアップ事業 204,300千円 ・園芸産地活力増進事業 65,329千円
<p>(5) 農業基盤整備について 我が国の農業は、過去最大の市場開放を迎えようとしている真只中にあり、産地パワーアップ事業を継続実施すること。 また、JA所有の集出荷施設の機能向上を進めるとともに、各JAの枠を超えた県域施設整備による集出荷から販売の一元体制を構築し、ブランド力・販売力の強化を図り、農家経営を更に向上させる方策を検討するとともに、農家の経営規模拡大を図る対策として、収穫応援体制の構築を図ること。 『農業生産1千億円達成プラン』の目標実現に向けて各地で取り組む産地振興品目(西瓜・アスパラガス・トマト等)に係る「鳥取型低コストハウス」の導入は、高品質・高収益を目的としたハウス施設経営を推進するとともに、生産団地化により生産力を高め、ブランド力を強化し、農家経営を更に向上させるものであり、地域振興品目を対象とし「鳥取型低コストハウス」の導入支援を継続すること。併せて、高騰する生産資材費に対する生産農家の負担軽減を図れるよう、事業費2/3の支援を継続すること。</p>	<p>産地パワーアップ事業の継続は重要と認識しており、国に要望し2次補正に組み込まれた。 広域共選施設整備については、事業が具体化した段階で国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金の活用により支援するよう検討する。 収穫応援体制については、今年度立ち上げた「JA農業人材紹介センター」経費を引き続き支援するよう当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月補正】産地パワーアップ事業 204,300千円 ・農業人材紹介センター設置支援事業 4,628千円 <p>「鳥取型低コストハウス」については、11月補正予算に計上しており、引き続き支援していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(6) JA営農関連施設の機能向上・新規取り組みへの支援について 営農利用施設における機能向上支援を具体化し、生産者負担を軽減できる支援事業の展開を検討すること。 ブロッコリーの収穫時間帯を改善するため、農家個々での冷蔵庫導入については、県の支援を受け、国の産地パワーアップ事業を活用して取り組んでいるが、JAの枠を超えた、県域での共同選果施設を新設することにより、農業者個々での選別箱詰め作業が軽減され、生産基盤の維持・拡大、販売ロットや品質の高位安定を図ることができる。現在、検討を行っている委員会の結論が出た際には、施設建設費に対する支援と併せて施設利用を促進するための生産振興策を検討すること。</p>	<p>営農利用施設については、個別案件ごとに国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金などの活用により支援するよう検討していく。県域での共同選果施設の新設については、国の産地パワーアップ事業や強い農業・担い手づくり総合支援交付金などの活用により支援するよう検討する。 ・【2月補正】産地パワーアップ事業 204,300千円</p>
<p>(7) 発電機の導入について 北海道胆振東部地震においては大規模停電が発生し、生乳の廃棄(約2万トン)を余儀なくされた。今回のような長時間の停電は、酪農にとって致命的な被害をもたらすことになるが、非常用電源を確保している生産者は極少数であり、その整備が急務となっている。ついては、非常用電源の導入にあたり、補助対象外の部分、牛舎への引き込み線、配電盤の切り替え設備等についての助成を検討すること。</p>	<p>国事業の補助対象外である非常用電源に対応するための配電盤等切り替え設備の酪農家全戸整備への支援について、当初予算で検討している。 ・酪農用非常電源緊急整備事業 39,084千円</p>
<p>(8) 畜産酪農収益力強化整備について JA鳥取中央において畜産クラスター協議会を設置し、クラスター事業が推進されているが、JA堆肥センター9施設の内2施設について耐用年数が経過しており、施設再整備で規模拡大を図る際、耐震補強や耐用年数延長の担保が必要なことや、㎡当たりの単価補助が少額なため、受益者の負担額が大幅に増大することとなる。また、大規模な施設整備を行う場合においても、単年度での事業完了を求められるため、事業実施に踏み切れない状況にある。 ついては、事業を活用した施設等整備にあたり、改築を実施する場合、耐震補強について㎡当たり単価補助を増額するとともに、大規模な施設整備を行う場合において、事業の繰り越しが可能になるよう検討すること。</p>	<p>畜産クラスター事業における施設改修は、耐震基準を満たすための補強によって建設費が大幅に増加する事も考えられるため、具体的な整備内容の相談を受けながら個別に対応する。また、事業の繰り越しについても、整備内容によっては複数年での事業実施も可能であるため、個別に対応を検討する。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(9) 肉用牛肥育・養豚経営安定について</p> <p>TPP11の発効等、国際化が一層進展する中、本県畜産経営者が安定した経営を継続するためには、法制化する新たな牛・豚マルキンへの円滑な移行が必要である。その一方、飼料価格の高止まり、素畜価格の相場高、枝肉価格の低下等、経営の資金繰りは厳しい状況にある。</p> <p>については、新たな法制度において、生産者が負担する積立金の造成時には、生産者負担の一部(1/3)を県が助成することを検討すること。</p> <p>また、補てん金算定の基礎となっている生産費に、肥育経営者の負担となっている導入・出荷に係る輸送経費を含めるよう国へ要請すること。</p>	<p>牛・豚マルキンの生産者積立金については、県はこれまで生産者負担金の1/3を補助しており、法制化以降も引き続き支援するよう当初予算で検討している。また、補填金算定における生産費に輸送経費が含まれていないことについては、関係者の意見をうかがい対応を検討したい。</p> <p>・畜産経営安定対策事業 56,134千円</p>
<p>(10) 労働力確保対策(人材紹介関係)について</p> <p>J Aの共同利用施設の人材不足対策に対して、他産業との連携、ハローワークや農福連携等のツールにより対応されてきたものの、県下全域では十分な人材確保ができていない状況にある。</p> <p>また、国内での人材確保は困難な状況にあり、外国人研修者の受け入れを視野に入れた対策を講じる必要がある。</p> <p>については、人材紹介等に係る他県の先進事例を把握するための視察経費助成や、選果場等へ派遣する労働者に係る派遣元への手数料等の助成、外国人雇用に係る体制整備の構築と支援事業の創設を検討すること。</p>	<p>今年度から取組を始めた「農業人材紹介センター」では、J A鳥取中央が2,000人役程度のマッチングの実績を上げており、同じくJ A鳥取西部でも新年度からの開設に向けて準備が進んでいる。引き続き、全県下の取組が進むよう支援を行う。さらに、外国人雇用についても、J Aグループ等と連携しながら必要な支援対策を検討する。</p> <p>・農業人材紹介センター設置支援事業 4,628千円</p>
<p>(11) 新品種の流通定着について</p> <p>「きぬむすめ」は、認知度向上や販売先の拡大に向け、関西圏を最重点販売拠点とする取組に加え、首都圏を中心に百貨店等への売り込みが行われているが、更なる認知度向上を図ってブランドを確立することが生産基盤の維持においても必要である。</p> <p>については、「きぬむすめ」に係る支援を継続するとともに、新たな新品種「鳥系93号」についても、認知度向上と販路開拓のため、PR資材の作成や試食販売等の実施支援を検討すること。</p>	<p>「きぬむすめ」を含めた県産米販売対策強化に向けた支援について、当初予算で検討している。特に県育成の新たな主食用米「星空舞(鳥系93号)」の認知度向上とブランド化を進めるため、J Aグループと連携し、PR資材の作成や試食販売をはじめ、県内外での販売促進・PR及び生産体制の構築に積極的に取り組んでいきたい。</p> <p>・攻めと守りの米戦略事業 1,963千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(12) 和牛改良促進について</p> <p>全共での好成績により鳥取県の和牛子牛価格は全国でもトップクラスとなっているが、和牛の改良は日進月歩で、全国では本県を超える優秀な種雄牛、高能力な繁殖雌牛が造成されている。そのため、本県においても産肉性に優れた種雄牛の造成と繁殖雌牛のより一層の能力向上が必要であり、県産和牛の県外肥育を含め、枝肉成績を収集・分析し、県内で飼養されている繁殖雌牛及び種雄牛の産肉性や種牛性に関する遺伝的能力を育種価として継続的に数値化し、改良を促進することが必須要件となる。</p> <p>については、より多くの県内繁殖雌牛の遺伝的能力を把握し、枝肉データの収集と分析を行うため、引き続き予算を確保するとともに、鳥取系統の特色を保持し、産子を地域内に保留するため、採卵経費助成に係る予算を引き続き確保すること。</p>	<p>鳥取県内の繁殖雌牛の遺伝的能力を数値化する育種価の算出、鳥取独自の系統雌牛を保留するための受精卵の採卵について、継続するよう当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県優良種雄牛造成事業（育種価算出事業） 2, 103千円 ・県優良（種牛性を持った鳥取独自の系統雌牛保留） 500千円
<p>(13) 産業獣医師の確保について</p> <p>産業動物獣医師は、家畜の保健衛生の向上等を通じ、地域の畜産を支えているが、産業動物獣医師の育成・確保が課題となっている。現在、4年生以上の3年間を対象としているが、平成31年度以降、新規の奨学生を1～2名採用すると、数年で資金が枯渇し、採用できなくなることが懸念され、将来的に継続して奨学金給付が実施できるよう、検討が必要である。</p> <p>については、今後の獣医師確保対策のために、獣医奨学生を確保できるよう、奨学金確保対策を検討すること。</p>	<p>鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付事業に係る奨学金は、現在の試算では、2024年に奨学金資金が枯渇することが予想されている。今後も奨学金給付が継続できるよう、事業の仕組みを見直すなど奨学金予算の確保について対応を検討する。</p>
<p>(14) 農業生産団地の総合戦略について</p> <p>①輝きある梨産業技術革新プラン</p> <p>「新甘泉」およびジョイント栽培の普及による新規就農者等の受け入れ体制を整備するため、長苗の育成・果樹園整備等の支援を継続すること。</p>	<p>長苗の育成・果樹園整備のための育苗委託料や植栽、果樹棚等の整備について、継続するよう当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取梨生産振興事業 102, 407千円
<p>②魅力あるイチゴ団地プラン</p> <p>イチゴ団地化の推進により新規就農者等の受け入れ体制を整備するため、イチゴ施設導入への支援を継続すること。また、特色ある地域資源（観光等）との連携による観光農園の実現に向けた支援施策の創出、並びに関係機関の積極的な指導・協力を行うこと。</p>	<p>国の産地パワーアップ事業及び鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業などにより支援するよう、2月補正で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月補正】産地パワーアップ事業 204, 300千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③活力ある園芸団地プラン 施設園芸団地化の推進により生産基盤の強化を図り、新規就農者等の受け入れ体制を整備するため、低コストハウス導入への支援や、複合経営による農家経営の安定を強化するための支援を継続すること。また、畜種間連携を強化した和牛基地化の推進により新規就農者の受け入れ体制を整備するための支援を継続すること。</p>	<p>国の産地パワーアップ事業及び鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業などにより支援するよう、2月補正で検討している。 ・【2月補正】産地パワーアップ事業 204,300千円</p> <p>また、和牛の新規就農者を受け入れるための牛舎施設整備については、個別に相談していただいた上で畜産クラスター事業の活用など対応を検討する。</p>
<p>(15) 新たな森林管理システムへの対応について 平成31年度からスタートする新たな森林管理システムの実効性を高めるため、県に市町村・森林組合毎の支援チームを立ち上げ、きめ細かな指導を行うこと。</p>	<p>各事務所に市町村ごとの担当職員を貼り付けきめ細かく対応するとともに、市町村の林務行政を支援する地域林政アドバイザーの候補者情報を提供するなど、制度の円滑な実施に向けた市町村・森林組合の体制整備を支援する。</p>
<p>(16) 平成30年7月豪雨への対応について 7月豪雨の復旧に当たって、1箇所の事業費が40万円以上の林道施設災害復旧事業に該当しない小規模災害は「しっかり守る農林基盤交付金」で対応することとなるが、この交付金は、農業関係、ため池の防災・減災措置等も含むため、事業費が増大することが想定される。ついては、小規模林道災害に十分対応できるよう予算枠を確保すること。さらに、7月豪雨災害等での作業道復旧に係る地元負担金軽減のため、災害補助金の嵩上げを検討すること。</p>	<p>小規模林道災害に十分対応できるよう当初予算で検討している。 作業道災害復旧に係る地元負担金の軽減を図るため、甚大な被害を受けた地域の補助率を1/3→1/2に嵩上げするよう当初予算で検討している。 ・しっかり守る農林基盤交付金 210,000千円 ・森林作業路網災害（H30年災）復旧対策事業 21,000千円</p>
<p>(17) 路網整備について 林業専用道(規格相当)の補助対象に植栽を追加するとともに、県・市町村での林業専用道の整備を推進すること。 林業専用道は高規格であることから、「計画⇒地元説明⇒同意⇒測量設計⇒伐採⇒工事⇒とりまとめ」を単年で完了させることは困難であり、「計画～測量設計」を1年目、「伐採～とりまとめ」を2年目と分割して事業実施できるよう検討すること。 市町村管理の林道は交付税の対象となっているが、森林組合管理の林業専用道は助成措置がなく巡視管理に苦慮していることから、林道と同様の措置及び自然災害に対する助成措置を検討すること。また、現場の奥地化と環境に配慮する為、架線系の集材が求められるなかで、尾根筋等の県営林業専用道の開設を検討するとともに、林地までの農道の修繕費等が増大していることから、作業現場安全確保対策事業における作業道の助成制度を農道まで拡充するよう検討すること。 局地的豪雨等の災害を未然に防ぐため、急傾斜地等への構造物(二次製品)使用に対して、助成措置を講じるとともに、林業専用道開設に係る事業を継続すること。</p>	<p>皆伐後に再び植栽が計画されている地域に林業専用道を整備できるよう、関係者から具体的な実情を聞きながら対応するとともに、県・市町村での整備については、林道専用道の目的・必要性などを関係者から具体的に聞き取りながら検討する。 国の事業は、単年度完了のため、「計画⇒地元説明⇒同意」を前年度までに行っていたき、「測量設計⇒伐採⇒工事⇒とりまとめ」の年度内完了にむけ計画的に事業を進めるよう関係者と話をしていきたい。 林業専用道の助成措置については、平成31年度から交付される森林環境譲与税の活用などが考えられることから、所管の市町村へ相談したり、「補強事業(路体強化など)」の活用や災害復旧対策事業の対象となる林道への格上げなどを検討するよう関係者と話をしていきたい。 県営林業専用道の開設については、目的、必要性について関係者から具体的な実情を聞きながら検討する。さらに、林地までの農道の維持修繕については、しっかり守る農林基盤交付金の活用が可能なので、市町村と協議・調整を行うよう関係者と話をしていきたい。 ・しっかり守る農林基盤交付金 210,000千円</p> <p>急傾斜地で災害が発生する恐れがある場合は、具体的な実情を聞きながら検討する。 また、林業専用道の開設に係る予算については、2月補正、当初予算で検討している。 ・【2月補正】林業・木材産業強化総合対策事業(うち路網の整備)275,769千円 ・路網整備推進事業 574,240千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(18) 人材育成・確保について 若者等新規就労者の定着のため、林業現場の環境改善、3K(危険・汚い・きつい)の払拭、条件不利地対策、中山間地域対策として林業労働者への直接所得補償、退職金制度への助成措置のほか、経済林としてではなく環境林として整備・国土の保全環境を守っている担い手として誇りを持って仕事ができる仕組みを検討すること。</p>	<p>林業現場における新規就労者の確保、定着のため、鳥取県版緑の雇用支援事業、森林整備担い手育成総合対策事業等の継続・拡充について、当初予算で検討しており、また、職場説明会などを通じて引き続き林業職場のPRを続けていく。 林業職場の改善、労働災害対策等については、これまで学んできたオーストリアの取組を参考に、防護衣の普及、労働安全の研修等を今後も進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県版緑の雇用支援事業 52,442千円 ・森林整備担い手育成総合対策事業 56,290千円
<p>(19) 省エネ等経営改善に資する機関・機器への転換について 漁業経営にとって機関・機器整備は必要不可欠であり、機器等の高騰により漁業者の負担は年々増加しているため、支援を継続するとともに、新規漁法導入に係る漁具についても、追加支援を行うこと。</p>	<p>沿岸漁業者等が漁業経営改善を図るために漁船用機器の購入、漁船の改造等をするのに必要な経費に対して継続支援を検討する。あわせて、補助対象経費への「新規漁法導入に係る漁具購入費」の追加(補助率1/3、補助対象経費上限額1,000千円)を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がんばる漁業者支援事業 5,057千円
<p>(20) 漁港施設について 港内の浚渫工事を継続するとともに、砂の堆積調査等を行い、根本的な対策を講じること。また、白兎～浜村にかけて著しく海岸が浸食されているため、重点的な対策を継続実施すること。 併せて、台風・大雨などにより大量に流入する漂着物の処分費用の補助を継続するとともに、港内における静穏調査を行い、係船状況の改善(特に鳥取賀露港)を図ること。</p>	<p>港内の浚渫については、当初予算において引き続き対応を検討している。砂の堆積の根本的な対策については、利用者の意見を踏まえながら、必要に応じて検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町管理漁港協働連携事業 7,667千円 ・漁港維持管理費(航路泊地浚渫費) 20,000千円 ・港湾維持管理費(航路泊地浚渫費) 194,000千円 <p>海岸侵食については、必要に応じて当初予算によるサンドリサイクル実施を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンドリサイクル推進事業 69,000千円 ・うち東部地区 54,000千円 <p>台風・大雨などにより大量に流入する漂着物の処分については、国の災害復旧事業及び災害関連事業により対応しており、今後も同事業による対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港災害復旧費 220,000千円 ・港湾災害復旧費 204,560千円 <p>鳥取港の静穏度不足については、平成30年度より抜本的対策の技術的検討を開始しており、引き続き検討を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取港利用促進事業 95,665千円
<p>10 県土整備政策について (1) 米子・境港間の道路網の整備について 米子・境港間の道路網の整備については、国、県、関係市で、あり方検討会などで検討されているが、整備の具体化にはまだ至っていない。現在、境港市では、水木しげるロードへの観光客の増加、堺漁港の高度衛生管理市場の一部運用による水産物の増加、大型客船の着岸によるインバウンドの増加、環日本海貨客船等による物流の増加など、米子境港間の道路交通量はますます増加している。早急に高規格道路を整備し、これら需要に対応されたい。</p>	<p>米子・境港間の道路整備については、必要性や整備効果などについて国・県・市村で立ち上げた「米子・境港地域と道路のあり方検討会」において議論を行っており、引き続き関係機関が連携して検討を促進していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 国道179号はわいICアクセス道路について</p> <p>国道179号はわいICアクセス道路については、国道179号の朝夕の渋滞や交通事故多発等の課題解消、また、山陰道全線開通に伴う交通状況の変化に対応するため、今年度の新規事業化を目指されているところである。同アクセス道路は、山陰道を経由した東部・西部方面から、中部中心市街地への主要玄関口となることが予想される。この度、鳥取県立美術館が倉吉パークスクエアに隣接した倉吉市営ラグビー場に建設されることになり、2024年度に開館予定となっている。山陰道から美術館までのルート設定においても同アクセス道路が重要なポイントとなるため、県立美術館の開館を最大限のインパクトをもって迎えるためにも、同アクセス道路の供用開始が美術館開館に間に合うように、鋭意努力すること。</p>	<p>国道179号の湯梨浜町田後から「北条道路」のはわいICへのアクセス道路については、山陰道開通後の中部地区の利便性向上や中部地区全体の地域づくりを念頭に置きつつ、湯梨浜町のまちづくりと連携を図りながら、引き続き検討する。</p>
<p>(3) 山陰新幹線の実現について</p> <p>山陰新幹線（大阪、鳥取県、島根県、山口県下関市）の整備は、1970年制定の「全国新幹線鉄道整備法」に基づいて制定されていたが、建設には整備計画への格上げが必要で現在は構想段階にとどまっている。このような中、自民党の鉄道調査会では昨年12月20日、山陰新幹線のような「基本計画線」について、建設実現に向けた課題を検討されることになった。このような状況の下、本県でも島根県と連携して実現に向けた運動を展開されたい。</p>	<p>日本海国土軸の形成やリダンダンシー確保の観点から、基本計画路線に止まっている山陰の新幹線の整備計画路線への格上げ等を国交省に対し、引き続き、要望していく。</p> <p>また、「山陰縦貫・超高速鉄道整備推進市町村会議」（会長：鳥取市長）、「中国横断新幹線（伯備新幹線）中海・宍道湖・大山圏域整備推進会議」（仮称）設立準備会等と連携して山陰の鉄道高速化に向けた機運の醸成を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道対策費 4, 185千円
<p>(4) 除雪対策について</p> <p>本県は、近年続いた豪雪において、住民生活に支障をきたすとともに、県内外の車両についても通行の困難な状態が生じている。除雪機器の整備は進められてきたが、オペレーターの不足が明らかとなった。オペレーターの養成等について支援を行うなど除雪対策を一層推進されたい。</p>	<p>平成29年1月・2月の豪雪を受け、県内除雪業者の実状を調査したところ、除雪オペレーターの不足が明らかになったことから、平成29年度に除雪機械の運転に必要な資格の取得に係る費用の一部を支援する「鳥取県除雪機械運転手の育成支援事業」を創設した。</p> <p>これまで278人が申請を行っているところであり、平成31年度においても引き続き支援を行うことを当初予算で検討している。</p> <p>また、除雪マニュアルの作成や除雪運転技術講習会を開催し、除雪技術の向上にも努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県除雪機械運転手の育成支援事業 6, 235千円 <p>除雪体制については、平成29年度に除雪計画を見直し、出動基準の引下げによる初動の迅速化や、豪雪時における重点除雪区間の設定等の体制強化を図ったところであり、引き続き、過去の教訓を忘れず、強化した体制により県内の冬期交通の確保に努めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1 1 教育行政について (1) 不登校への対応について 本県の不登校児童生徒は、微増傾向にある。不登校対策として、平成28年12月「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保などに関する法律」が成立した。この法律では、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間などに授業を行う学校における就学機会の提供などが目的とされている。本県においても、この法律の趣旨に則り、夜間中学の開設や自身で学習に向かうことのできるIT学習等について、市町村と連携して効果的な不登校対策を構築されたい。</p>	<p>夜間中学の開設については、鳥取県における夜間中学等の設置について調査研究するため、今年度は8月26日～11月20日までニーズ調査を実施するとともに、10月には京都市や尼崎市へ先進校視察を行い、また、県民の方へ広く周知を図るため、10月27日と28日には米子市と鳥取市でシンポジウムを開催したところである。 今後は上記のニーズ調査の結果等を踏まえ、県教育審議会夜間中学等調査研究部会において議論を進め、県としての方向性を検討していきたい。 ICT等による学習については、市町村教育委員会とも協議を行いながら、対象となる児童生徒を把握するとともに、支援のあり方について検討していく。</p>
<p>(2) 公立学校のエアコン整備について 文部科学省は、2019年度予算の概算要求に、公立学校のエアコン等の施設整備費として約2,400億円を盛り込むこととなり、今後、市町村において公立学校のエアコン整備が進められる見込みであるが、その整備工事を行う際には、建設業法に基づき、工事現場ごとに主任技術者を専任しなければならないとされている。 公立学校のエアコン整備は、まさに急務の課題であり、来夏までに整備を完了しなければならないが、主任技術者の数に限りがあるため、専任の技術者を配置できず、短期間で集中的に多くの整備工事を施行できないおそれがある。このままでは、工事に遅延が生じて、来夏までにエアコンの設置を終えることができず、公立学校内で熱中症に苦しむ児童・生徒が多数生じることが危惧される。 については、災害発生時と同様、大切な子どもの命を守る観点から、公立学校のエアコン整備工事における主任技術者の専任の取り扱いについて、弾力的な運用ができるよう検討すること。</p>	<p>工事1件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の建設工事については、建設業法により工事の安全かつ適正な施工を確保するため、工事ごとに専任の技術者を配置することが定められている。 ただし、主任技術者の兼務に係る要件緩和の取扱いが国から示されており（※）、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について発注者が適切に判断することができる場合において、密接な関係がある2以上の建設工事を近接した場所で施工する場合等、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることになっている。 来年度のエアコン整備工事について、現時点では発注見通し（件数、時期、金額等）が不明であるため、どの程度の技術者の不足が生じるのか判然としないが、県としても、この取扱いの市町村への周知を図るとともに、必要に応じて発注者間で発注見通しの情報共有等を行うなど、各発注者が適切にこのルールを適用して円滑な整備工事が進められるよう協力をしていきたいと考えている。 （※）国の取扱いの概要 ・「密接な関係がある工事」…工作物に一体性や連続性が認められる工事のほか、資材の調達を一括で行う場合等、施工にあたり相互に工程調整を要するもの等 ・「近接した場所」…工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度</p>

要望項目	左に対する対応方針等				
<p>(3) 鳥取県育英奨学資金について ひとり親家庭の子どもに対する鳥取県育英奨学資金（高校等奨学資金・大学等奨学資金）を貸付制から給付制に改め、生活の安定を図ること。また、児童扶養手当法の改正に伴い、所得制限を引き上げること。</p>	<p>現時点では、鳥取県育英奨学資金は貸付制で考えているが、高校生等に対しては、鳥取県育英奨学資金の貸与の他に、授業料に充てるための高等学校等就学支援金、授業料以外の費用に充てるための高校生等奨学給付金を給付しているところである。来年度は、第1子に係る高校生等奨学給付金の給付額を引き上げ、低所得世帯の修学支援を強化する予定としており、高校生等に係る就学費用は相当程度軽減されていると考えている。</p> <p>大学生等に対しては、現在国において給付型奨学金制度の拡充や授業料減免制度の創設等の高等教育の無償化が進められており、昨年7月には給付型奨学金制度等の一層の充実を図るよう国に要望したところである。また、本県では地元企業に就職した学生が借りた奨学金の返還を減免する鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金制度を設けて制度の拡充等を図ってきているところである。</p> <p>所得基準額については、既にある程度高めに設定しているところである。</p> <p>(参考) 親子2人の場合</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>高校等（国公立自宅通学）</td> <td style="text-align: right;">806万円</td> </tr> <tr> <td>大学等</td> <td style="text-align: right;">890万円</td> </tr> </table>	高校等（国公立自宅通学）	806万円	大学等	890万円
高校等（国公立自宅通学）	806万円				
大学等	890万円				
<p>(4) 中山間地域の高校の魅力化について 中山間地域の児童・生徒数は年々減少しており、仮に、近い将来、廃校となる高校が生じた場合、高校の廃校は、単にその地域に学校がなくなることだけで片付けられるものではなく、過疎の進行、地域全体の活力を失わせてしまうことになりかねない。については、中山間地域の高校に多くの生徒が進学し、また、当該高校が、地域の活性化に資する存在となるよう、その魅力化を図るとともに、地域と連携した取組を推進すること。</p>	<p>中山間地域の高校においては、高校と県教育委員会だけでなく、地元自治体や住民団体等とも連携しながら、魅力化の手法や必要な支援についての検討を進めるとともに、引き続き住環境等の整備も進めながら、県外からの生徒の受け入れを積極的に進めていく。</p> <p>また、地元自治体が設置する学校コーディネーターと連携しながら、今後も地域での職場体験や、地域課題の解決に生徒が取り組む探究型の学習などに積極的に取り組んでいく。</p> <p>・高等学校改革推進事業費 3,590千円</p>				
<p>12 警察行政について (1) 交通規則遵守の徹底について 本県は、都市部に比べると公共交通網が脆弱であり、移動の際は自家用車を利用される方が多く、千世帯当たり乗用車数が全国13位であるなど、全国有数の車社会であるといえる。そんな中、県民の声でも度々聴かれることであるが、自動車運転者の交通規則遵守意識の低さが指摘されている。2016年にJAFが行った「交通マナーに関するアンケート調査」によると、お隣の島根県が全国で最も交通マナーが良いという結果が出ている。本県は交通マナーの点では全国平均よりも悪く、大変不名誉な結果であった。信号のない横断歩道での運転ルールなど、今一度交通規則遵守を徹底し、思いやりのある、安心安全な車社会の実現に注力すること。</p>	<p>交通事故を防止していくためには、県民一人ひとりの正しい交通ルールと交通マナーの定着化が基本であり、県警察では、県、市町村、関係機関・団体と連携しながら交通安全意識の高揚を図っているところである。</p> <p>今後も横断歩行者妨害や携帯電話使用等に対する交通指導取締りや関係機関・団体と緊密に連携した交通安全講習や街頭広報により、一層の交通ルール遵守の徹底と交通マナー向上を図っていく。</p>				

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>(2) 高速道路網に関連した交通事故の防止について 山陰道の全線開通、近畿道の一部開通など、本県内の高速道路網の整備は進みつつある。しかし、これら道路への取り付け道路については、高速道路に対応した整備が十分にはなされていないため、交通事故の多発も予想されるところである。全国的に高齢運転者による高速道路の逆走例の報告も増えてきており、高速道路網に関連した交通事故の防止について万全を期せられたい</p>	<p>来年度に予定されている鳥取西道路の開通に当たり、事故・違反への迅速的確な対応や逆走防止等の交通事故防止対策を着実に実施するため、この道路を管轄する高速道路交通警察隊の鳥取分駐隊庁舎を新築整備する等体制の整備・強化を図っている。</p> <p>また、自動車専用道路の整備に伴い、各インターチェンジへのアクセス道路の交通量の増加等の交通状況の変化が見込まれるため、道路管理者と緊密に連携した広報や交通規制の検討、街頭活動の強化等により、一層の交通の安全と円滑化に努めていく。</p>
<p>(3) 高齢者や若年者に対する特殊詐欺の被害防止について 昨年末には、振り込め詐欺が連続して発生し、その他の「還付金詐欺」などの特殊詐欺も引き続き発生している。県内の高齢化は進み、被害者になり得る高齢者の数も増加している。また、社会経験の少ない若年者についても、有料動画料金未払い詐欺などの被害者となる恐れがある。警察においては、現在も特殊詐欺等について被害にあわないよう啓発など対策は講じられているが、さらに状況を分析して、コンビニ、銀行、郵便局等に対する協力要請を行うなど、犯罪のないまちづくりに努められたい。</p>	<p>平成30年中における特殊詐欺被害は、認知件数が23件、被害額は約1,503万円と前年と比べて件数、被害額ともに大幅に減少した。</p> <p>手口別では、架空請求詐欺が14件と最も多く、次いでオレオレ詐欺が4件、融資保証金詐欺が3件となっている。</p> <p>また、高齢者の被害は3件(13.0%)と、前年比で20件減少し、その被害割合は全国平均と比べて低い。</p> <p>一方、電子マネー型等の架空請求詐欺の被害年齢層は、幅広く若年層(20代から50代)にまで及んでいる。</p> <p>このことから、県警察では、防犯講習会や訪問活動といった「顔の見える活動」等を通じて、詐欺被害防止広報を行うほか、警察への早期相談を呼びかけている。また、「特殊詐欺被害防止アドバイザー(警察OB)」を活用し、コンビニエンスストア店員や金融機関職員を対象とした声かけ訓練や被害が疑われる場合の警察への速やかな通報などを働き掛けるなど、水際対策を強力に行っている。</p> <p>引き続き、高齢者はもとより、幅広い年齢層の被害防止も念頭に置きながら、関係機関や事業者と連携して被害実態に即した対策を推進していく。</p>